

平成26年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年3月13日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 8号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 2 議案第 9号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 3 議案第10号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 4 議案第11号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第12号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第7号）
日程第 6 議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算（説明まで）
日程第 7 議案第14号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 8 議案第15号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉帆君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君

産業観光課長	田 邊 義 博 君	教 育 課 長	渡 辺 晴 久 君
建設環境課長	佐 藤 昭 夫 君	税務住民課長	埋 田 禎 久 君
保健福祉課長	多 賀 孝 雄 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 瀬 由 紀 夫 君	主 査	古 畑 貴 子 君
---------	-------------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前 9時30分）

○議長（中村俊六郎君） 日程に入る前に、平成25年12月定例会において、議長預かりになっていました平成24年度水道料金の滞納状況について、佐藤建設環境課長より報告を求めます。なお、資料はお手元に配付してあります。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成25年第4回定例会において議長預かりになりました水道料金滞納状況についてご報告させていただきます。少しお時間をいただき、その概要についてご説明をいたします。

お手元の資料のほうをご覧ください。

こちらのほう、調査の範囲ということで、平成25年3月31日までの調定で未納となっているものについてを対象としております。

何年にわたる滞納があるか、年数別に集計をいたしました。最長の滞納期間は15年分です。最高額は194万4,145円です。集計では、滞納年数は、何年分滞っているか、年数別に集計をいたしました。1年から15年となっております。加入者件数で703件、金額は約5,200万円でした。このうち1月現在の集計では、当月までに収入したものが、24年度分の未納分、1年以内のもので370万円、24年度以前のもので280万円ほどございます。この時点での未納残高は約4,500万円ほどとなっております。また、この中で一番古いものは平成7年1月のものとな

っております。

今後も滞納者の滞納状況の整理を進め、滞納対策を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご報告いたします。貴重なお時間ありがとうございました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第8号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条、収益的収入及び支出からご説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用から560万円を減額し、水道事業費用を2億7,345万9,000円するものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出につきまして、収入科目の第1款資本的収入、第3項工事負担金を237万5,000円減額し、資本的収入を602万6,000円に、支出科目の第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,453万2,000円減額し、資本的支出を9,698万4,000円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。

収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、汚泥処理量の減少に伴い、汚泥処理委託費460万円を、また、水質が安定していたことにより、薬品費として臭気除去のための活性炭購入費について100万円の減額をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入、第3項工事負担金、第1目工事負担金につきまして、中山間地域総合整備事業に伴う水道管の移設工事を12月補正にて提案させていただきましたが、県工事との連携によりまして、町側で実施する道路舗装の必要がなくなり工事費が減額となったことから、237万5,000円を減額するものです。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水費では、工事請負費として1,800万円を減額するものです。浄水場の送水ポンプや非常用発電機の改修など、早急に取り組む必要性の生じた工事に対応するため、当初予算にて予定しておりました汚泥かき寄せ機

の工事との事業調整を行い、生じた残額を減額するものです。汚泥かき寄せ機の工事につきましては、平成26年度予算に計上させていただいております。また、汚泥かき寄せ機の工事に必要な設計のための委託料415万8,000円につきましてもあわせて減額させていただいております。

第2目配水及給水費では、総額で237万4,000円の工事請負費の減額をお願いするものです。これは、収入でご説明いたしました中山間地域総合整備事業の水道管の移設工事の減によるものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

この報告事項について、二、三お伺いしたいと思います。よろしいですか。議長、これについてちょっと聞きたいんですけども、よろしいですか。報告事項。

○議長（中村俊六郎君） 簡単にね。

○9番（瀧口義雄君） 簡単に、じゃ、簡単に教えてください。

まず、なぜこういうデータがないのかという事務上の話、それが1点。

それと、前の議会で石井議員が言ったように、これは水道だけじゃないと、全てにかかわっている中で、各担当課がありますね。そういうのと全体で協議していかなきゃいけない話じゃないかなと。それだけでは済まなくて、公的なもの以外に、個人でそういうものを持っているから、それも含めて、弁護士を入れて、ほかにはないんですけども、そういう再生できるような組織をつくらないと、なかなかこの滞納処分だけをして、それは追いつかないという中で、町としても上ばかり見ていないで、そういう人たちに対して、やっぱり弁護士も頼む費用がないというような形の中で、そういう形で町を挙げて処理をしていく、身軽にさせていく。これは、税金、料金だけじゃなくて、もっとほかに、負債を持っているからこういう状態になっちゃうという中で、そういう組織を来年度、年1回か2回でもいいんですけども、弁護士を含めてあるいは担当課を含めて個人の対応していくような形を、それは総務課長か町長か知らないんですけども、それを求めるのと、来年度に向けての話なんですけれども、また二千数百万円、予算のほうに滞納が増えていくと。そうすると、4,500万円の、大体また7,000万円ぐらいになると。何でそこまで、それは集金に行っているんでしょうけれども、そういう事情の中でわかるんですけども、何でそこまで放置しちゃうのかと。

それと、もう一点、15年前のこれは御宿に住んでいるのか住んでいないのか、そのぐらいは

個人情報でも何でもないと。監査と相談して、これは居住していないのならそういう対応を監査に相談する必要があるんじゃないかと。住んでいればまた違う方法もあると思うんですけども、とりあえず3点ぐらいで言いました。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、順番が前後してしまいますが、15年の方ですけれども、現在でも断続的に滞納が発生してございまして、時折、時々ですけれども、料金が納められる状況にございまして、給水停止等には至っていない状況でございます。

それから、今後のということで、当初予算でも2,900万円程度の未納のほうを計上していますが、現在大口の滞納のほうが発生している状況がございまして、この影響がかなり大きなものと思われま。現在、その辺については状況確認をしながら対応しているところでございます。今後の対応につきましては、その状況について協議をして対応を進めてまいりたいと考えております。

それから、滞納の、こちらのほうの整理ということですが、台帳は備えておりましたが、こういった数字上の分析がなかなか至っていないところがございます。今後、滞納の内容の状況の確認、整理を含めて、滞納の対策について進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご指摘いただきまして、税金のほかに、公債権のほかに債権が、ご指摘のとおりでございます。それには、今言った水道とか住宅の家賃とか、そういうのを含まれて、税金については、要は税法に基づいて、徴税吏員が自力執行権、自分で裁判所によらずにその権限でできて処分できるというのがありますけれども、今、行革の中でも出してありますが、当然さらなる徴収強化を図るとともに、私債権の整理に向けた規定等の整備を進めていくんだということで、各課にまたがりますので、一旦は総務課のほうでそういう調査をして、今言った状況の中で、案としては、私債権の管理条例みたい規定ができるかどうか、ほかでやっているのかどうか、調査研究をしてまいりたいと考えております。

（「質問の趣旨が違うよ、言っている趣旨が違います。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは、庁舎内の話はそうなんですけれども、私の提案したのは、それはそれとして、それも含めて、個人の情報とか財産管理とかいろんな問題がありますけれど

も、それだけではないんだという中で、行政が個人のものまで立ち入るのは問題があるといっているながらも、やっぱりそういう形で、弁護士を入れて相談に乗ってやって、再生できる道をつくってやったらどうかと。庁舎内の話はそういう形で、今あなたが言ったとおりなんですけれども、そのほかに、幾ら処分したってまだ処分し切れないものもあると。

私が言っているのは、再生機構みたいな形で、個人あるいは企業に対して町が支援の手を伸べるということとはできないのかという質問です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 私が言ったのは、町にかかる、ご指摘のとおり、税金とか税金じゃない……

（「それはわかっているんだ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（木原政吉君） 瀧口議員のご質問は、それ以外に、もっと住民の立場に立って、弁護士も入れてそういうのをできないのかという趣旨だと思いますけれども、その辺についてはまだ、今後ちょっと時間をいただいて、即答できる問題ではありませんので、いろんな問題も含めますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 来年度予算に、もう滞納の二千数百万円がのってきちゃうという事態が、またちょっと異常なんですけれども、それは、この1年分の367人は、現年度分が減っているのは承知しているんですけれども、そのデータも出てこない。そういう中で、新たなものが計算されちゃっていると。

それと、対応、対応と言っているんですけれども、どう対応をとるんですか。要するに、法的な手続をとるということですか、大口に対して。とっておかないと大変危険な感じになっていっちゃうと思うんですよね。その2点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 当初予算につきましては、今年の収納状況等も一定の率で見込んでございます。今後の対応によっては、この金額がどのように変化するかということはありませんが、処理につきましては、先ほどの法的なというところも含めて、対応については協議をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

水道は昭和53年、たしか7月に給水されたと思います。この表を見てももう、53年だとした

ら35年はたっているわけですからけれども、それで、20年以降はもう誰もいないよと、滞納者は誰もいないという、これはそういう理解でよろしいんですか。いないんですかね。

(発言する者あり)

○5番(土井茂夫君) じゃ、それはそれでいいとして、本題のほうにまいりますけれども、要は、やっぱり53年に給水して、もう既に35年たっているから、いろんな施設、ポンプ施設だってあるし、浄化槽施設というのか、そういう施設もあるし、いろんな配管もあるし。委員会でも話したんですけれども、石井議員も前に言ったかもしれませんが、やっぱりもうメンテナンスの時期なんです。その前に、計画的に、これこれこういう形で直していかなくちゃいけない、そういうコンサルに頼むしかないでしょうね。それを各機器の耐用年数を見て計画的に直していく、そういうことを考えなくちゃダメなんです。それは、あなたの課で考えたって、専門業者に頼んで、それで投じていかないと、年がら年中こういう形でやらなくちゃいけないわけ。

そういう意味も込めて、今回当初予算にはそういうお金をとっていないでしょう。だから、6月の補正とか何かは今度はとって、基本的な補修計画を立てないと、いつ施設が壊れて、給水停止だということだってあり得るんですよ、35年もたてば。その辺をしっかりと基本的なマスタープランを立てて実施してもらいたいです。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) ご意見ありがとうございます。

平成26年度につきましては、当初予算にそういった経費を組んでございませんが、水道施設につきましては、平成18年に実施いたしました水道施設の現況調査というものがございます。こちらに、おおむね、平成20年から27年の改修の大まかな計画というのがございまして、こちらのほうが実際5年ぐらいのずれで、今その執行にあたっている状況でございます。

このほかに、工事施工台帳ですとか各事業者の工事履歴、そのほかに施設改修の提案等を含めまして、基礎資料を整理した上で、今後、計画づくり、計画もいろいろなコンサル委託等いろんなやり方があると思いますので、その辺を検討して、委託費等について、また補正等により提案をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

3ページ、資本的収入及び支出ということですが、この中で、工事負担金ということ

で、先ほど説明の中で、中山間工事による工事負担金ということであったが、県工事の中で対処していただいたということで減額補正という説明なんですけど、これが私はよくわからないんですね。

同じ行政体じゃないですか。同じ行政体ですよ。きちんと調整を図って予算を、調整を図って予算を調整するという言葉で、ちょっと語呂が悪いんですけども、事務はそうですよね。それで、予算を提案すると、執行にあたるということだと思んですけども、これをもう少し細かく丁寧に説明いただけませんか、この事務内容。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご質問のとおり、この事業につきましては、当初、12月補正予算に計上したときに、事業の調整が十分に行われなくて、概算的な計上をさせていただいた部分がありました。その後、事業の調整をしまして、県道の舗装部分ですとか、町道部分の配管の布設の場所を変えることによりまして、そういった舗装にかかる費用が大幅に減額できたことから、この金額237万5,000円を減額の提案をさせていただいているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 結果よければよしということじゃないと思うんですけど。当初予算ならまだわかりますよ、約1年前なんですから。

例えば、今般提案するのは、事実上12月中には予算書を、予算原案をつくるわけでしょう、各課で。何カ月前の話なんです。年度途中、行政体同士の話でしょう。民間との話し合いじゃないじゃありませんか。

ちょっと言いようがないので、次に移りますけれども、次の支出のほうでありますけれども、原水及浄水費ということで、2,215万8,000円の減額ということですか。これは、ただいまの説明では、平成26年度、いわゆる新年度に繰り延べをしたいというご説明だったと思うんですけど、たしか。これもよくわからないんですね。

今、前問者でも質問にもありましたけれども、平成27年度の現況調査というのは、たしかこれは、この調査の性質というのは、いわゆる財政の平準化が基軸だったというふうに私は聞いております。でも、水道というのは違いますよね。水道法の1条をちょっと言ってくださいよ、せつかくですから。水道法の1条も私の質問が終わったら言ってくださいよ、最初に。それに基づいて、事務を執行されていると思いますので。

そうしたら、きちんとやっぱり期限が来たら更新をするというのが当たり前じゃありませんか。そのために独立会計になっているんじゃないじゃありませんか。一般会計から、確かにこれは今繰

り入れていますよ。でも、基本は、独立会計として財源をみずから手当てして、常時持続的に水を供給するというのが第1条でしょう、たしか。正確な文言をちゃんと言ってもらいたいと思いますけれどもね。それが職責じゃありませんか。そんなこと言ってもらっちゃ困るんですよ。どうしてこういうふうになるんですか。なぜ執行できないんですか。

今からできるできないというのはありますよ。これはいつ組んだ予算なんですか。それが財政の平準化ということなんですか。平準化しても、事故が起きたら、水道がストップしたらどうするんですか。災害の中でも一番大事なものは水だということが今回も証明されたわけじゃありませんか。医療だって水ですよ、生きるためにも水ですよ。防災の一番の基本は水じゃありませんか。それをいち早く提供すると、安定して提供するということがじゃないかと思うんですけれどもね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、この1,800万円の減額の内容についてご説明させていただきます。

（「ちょっと待ってよ。私の質問の、一番最初の……」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 第1条のほうですね。安定な水を供給ということで、正確な文言については、現在ちょっと今お答えできないんですが……

（「議長、正確な答弁を最初に求めてください。それで仕事されちゃ困ります。水道法の1条も理解しないで何が水道の課長ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時55分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 大変貴重なお時間をとらせてしまいまして、申し訳ございませんでした。

水道法第1条について読み上げさせていただきます。「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成するこ

とによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とされてございます。

大変申し訳ございませんでした。

引き続き、1,800万円の工事請負費の減額についてご説明させていただきたいと思います。

この汚泥かき寄せ機につきましては、最終的に、水を処理した後に汚泥を集めて乾かして汚泥を処理するような機械でございます。こちらは当初予算で予定しておりまして、今年度執行予定でございましたけれども、11月までに汚泥の処理が完了いたしまして、その後に、送水ポンプですとか非常用発電機のラジエーターの修理ですとか、直接的に水を送ることのために必要な工事が発生しております。

その中で、こちらの汚泥かき寄せ機の事業費が、もともと3,900万円程度のものでありましたが、送水ポンプですとかラジエーターの修理ですとか、水質管理設備の更新工事の追加分ですとか、そういったところを優先的に取り組むことによりまして、こちらの3,900万円の事業のほうを26年度に送るような形で取り組ませていただきたいと思いますと考えております。その執行残として残る見込みのものが1,800万円ということで、今回減額の提案をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 水道法、今1条を読んでいただきましたけれども、ただいまの事務執行は全く理解できませんよ。ちょっと何か、町長に答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、課長の説明がございましたが、現場の状況を把握した中で、緊急的な工事に対応したということでございまして、その残額について補正予算をお願いしているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 町長、水道法もきちんと把握していないのに事務をしているということをおは指摘させていただいたわけですよ。

足りなかったら、もっと早く補正を組めばいいじゃないですか、年度途中で。緊急に発生したんでしょう。違うんですか。今も町長がおっしゃったじゃありませんか。独立会計ですよ、これ、何度も言いますけれども。事務の遅滞そのものじゃありませんか。これでよしとするんですか、町長。再度答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のご意見は充分に理解させていただきたいと思いますが、現場の上水給水に関して必要であったと思いますけれども、全くこれが最上とかそういうことじゃないんですが、緊急的な対応として、一部はやむを得なかったと。今後反省していきたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手少数です。

よって、議案第8号は否決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第9号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第9号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ851万2,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を、歳入歳出予算それぞれ13億1,838万3,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、国民健康保険税の科目間の変更、国・県支出金、共同事業交付金及び拠出金、一般会計繰り入れ金額の決定、精算による減額等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税225万1,000円は、一般被保険者と退職被保険者の構成に変動があり、退職被保険者が減少したため、一般被保険者へ振り替えたものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業費負担金、補正額69万3,000円の減額は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。歳出の拠出金額減額に伴い国庫負担金が減額となります。

同じく3款2項国庫補助金、4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金36万3,000円の増額は、高齢者の患者負担見直しにより、国から事務費に対して補助を受けるものでございます。

7ページに移りまして、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金33万3,000円の減額は、支払基金から交付されるもので、前期高齢者の医療費の前々年度の精算と本年度の概算により減額となりました。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額69万3,000円の減額は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の減額に伴い県負担金が減額となったものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,071万円の減額は、県内の市町村の医療費の平準化のため実施している共同事業ですが、医療費の確定により交付額が減額となりました。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額59万3,000円の減額は、保険共同安定化繰入金、財政安定化支援事業繰入金の精算による減額と、出産一時金繰入金の増額等の差引きによるものでございます。

8ページをご覧ください。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額418万7,000円の増額は、収支の均衡を図り充当するものでございます。

10款諸収入、2項雑入、5目雑入、補正額4万円の減額は、特定健康診査の受診者の減によるものでございます。

9ページの歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額51万3,000円の増額は、保険証用紙の印刷代及び電算システムの改修委託費でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費及び4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源更正でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額33万円の減額は、納付金額の確定によるものでございます。

10ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、補正額277万3,000円の減額及び3 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額461万5,000円の減額は、歳入での説明と同様、県内で実施している共同事業に対する拠出金でございます。県全体の拠出対象額が減額となったことから、平準化を図るため拠出金の額が減額となりました。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、補正額102万円の減額は、短期人間ドック受診者が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額137万円の減額は、特定健康診査及び特定保健指導の利用者が当初見込みを下回ったことによる減でございます。

11 款諸支出金、1 項償還金及還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、補正額105万円の増額は、一般被保険者の遡及資格移動等の事由によるものでございます。

3 目償還金、補正額3 万3,000円の増額は、平成24年度高齢者医療円滑化運営事業補助金の精算により国に返還いたします。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

なお、本補正予算におきましては、去る2月24日開催の第3回国保運営委員会でのご承認を得ておりますことをご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

国民健康保険特別会計補正予算ということですが、10ページ、8 款保健事業費、疾病予防費の補正について伺います。

短期人間ドック費用補助金ということで100万2,000円ですか、減額措置という提案であるわけですが、この短期人間ドック、具体的にどのような内容であるのか。

それから、今年度の利用者数ですね。それから、成果などについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、1 点目の補助内容でございますが、費用の7割を、3

万円を限度に助成しているものでございます。

本年度の利用者見込みでございしますが、当初見込みでは108名、これは3カ年の平均実数をとりまして算出させていただいております。実際には76名、受診ということでございます。非常に大きな32名の減ということでございしますが、内容といたしましては、施設入所とか後期高齢のほうに移行しているということで、後期高齢のほうの異動分が少し増えているというような傾向はございます。

今後の健診関係、つきましては、集団健診以外の健診事業、予防事業は非常に必要だと思っておりますので、さらなる啓発事業を実施してまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

これも何度も繰り返しますけれども、こうした短期人間ドック、健診、こうしたものは残すべきものではなくて、最後の最後までやはり使っていただく、利用していただくということの努力の中で年度末を迎えていただくということで、これもたしか先般、お知らせ版等に再度の告知も載っておったかというふうにも理解をしております。引き続き、住民の皆さんの健康管理、それに対する事務事業の執行を図っていただきたいというふうに思いますので、これは承知されていると思いますので、引き続きそういう事務体制を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第10号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第10号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ159万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,229万5,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち後期高齢者医療保険料及び保険安定基盤拠出金の精算によるものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険、1項後期高齢者医療保険、1目後期高齢者医療保険料40万円の減額は、現年度保険料の精算によるものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事業費繰入金14万円の減額は、医療費通知の郵送料を広域連合が直接実施したものによる減でございます。

同じく2款2目保険基盤安定繰入金105万8,000円の減額は、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

6ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費14万円の減額は、歳入でご説明いたしました医療費通知書の郵便料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金のうち145万8,000円の減額は、歳入でご説明いたしました医療保険料と保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第4、議案第11号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第11号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明させていただきます。

今回提案いたします予算は、歳入歳出に4,303万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ9億66万5,000円とするものでございます。

主な内容は、サービス利用の増に伴う国・県等の負担金の追加による増額と介護サービスの利用増加に伴う保険給付費や事業の精算に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、補正額701万6,000円の増額は、介護給付費の不足に伴う国の法定負担分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金57万1,000円の増額は、交付決定に基づくものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、事業費の減に伴い17万5,000円の減額となります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）も、事業費の減額に伴いまして7万9,000円の減額となります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金からの交付で、1,226万1,000円の増額は、介護給付費、予防給付費に要する支払い見込み額の29%が交付されるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業の見込みによりまして20万3,000円の減額となりました。

7ページに続きまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金は、介護給付費の負担に伴い672万5,000円の増額となります。

同じく5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、3款同様、事業費の減に伴い8万8,000円の減となりました。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）も、3款同様、事業費の減に伴い4万円の減額となりました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金528万5,000円の増額は、介護給付費の町からの法定繰入金12.5%でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、介護予防事業の見込みから8万8,000円の減額となります。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）は、包括的支援事業見込みから4万円の減額となります。町法定繰入金19.75%でございます。

4目その他一般会計繰入金は、消費税に関連するシステム改修費等によりまして、30万7,000円の増額となります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,158万5,000円を追加いたしまして収支の均衡を図りました。

8ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出をご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費60万7,000円の増額は、第6期介護計画策定のための調査票の郵送料と消費税率の引き上げに対応するためのシステム改修費の追加によるものでございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費30万円の減額は、町調査員分を業者委託に振りかえたことによる賃金の減でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費4,140万円の増額は、居宅及び施設介護サービス利用の増加に伴うものでございます。

2 項その他諸費、1 目審査支払手数料は、実績見込みで、約1 カ月分の審査料に不足が生じることから4万円の増額となります。

同じく、5 項特定入所者介護サービス費等費、1 目特定入所者介護サービス等費84万円の増額は、利用者数の増加によるものでございます。

9 ページに続きます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費70万円の減額は、事業費の精算によるものでございます。

同じく4 款2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費20万円の減額は、後見人制度利用に関する精算によるものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及還付加算金、3 目償還金101万3,000円の増額は、地域支援事業介護予防の平成24年度事業の確定に伴い、国及び県支出金に返還が生じたものでございます。

同じく5 款2 項繰出金、1 目一般会計繰出金33万7,000円の増額は、国・県同様に、一般会計の償還分でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

8 ページの総務費、認定調査費等ということでありまして、介護保険関係臨時職員賃金ということによって30万円の減額ということになってございますが、この事務内容について伺います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 認定調査、一番の介護保険の根幹をなすものでございますが、当初、この臨時職員の仕事というのが、初めて介護保険を申請された方につきましては、町で直接調査をするという法律的な体系になってございますので、そのために、年2 回実施の研修等を受けました調査員を臨時で雇いまして調査にあたっていただくということでございます。この調査をした結果を受けまして、審査会のほうに。同じく医師からの診察等の書類がござい

ますので、それらに基づいて審査会で介護認定の、介護度を決めるという作業がございます。
ところが、なかなか難しい仕事でございますので、1人がやめましたので募集をかけたんですが、なかなか応募がございませんので、中にいる職員で対応したというのが実情でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今、この事務内容について詳細に答弁いただいたわけでありますけれども、今課長がおっしゃられたとおりでらうと思っておりますけれども、この介護保険の根幹をなす重要な職責であるというようにものでありますけれども、これは私は本来であればやはり正規職員をもってなす、そういう事務だというふうに思うんですね。

この間、さまざまな職を持った方を、募集をかけて採用いただいている部分があるんですけれども、なかなかいろんな諸状況の中で、短期で仕事をほかにかわられるという表現のほうが適切かと思っておりますけれども、そういう状況の中で、やはりきちんとそういう職を持った方を安定的に雇用できないという状況もあろうかと思っておりますけれども、ここについては、今後どうされていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 委員もご指摘のように、地域包括センターにおきましては3職種と言われているものがございまして、主任ケアマネ、そして保健師、社会福祉士というものがございまして、私どものほうには、まだ主任ケアマネがいらっしゃらない状況がござい

ます。今回、特にこういった形ができたのは、実は産休に1人。保健師が産休に入っております、そういう関係から、保健事業班の保健師を介護事業のほうの事務に充てたわけでございます。そういった事情によりまして不具合が生じたということで臨時職員をお願いしたいということでございます。来年度につきましてはこの職員が復帰いたしますので、これによってもう一度、今後の審査とか、中の仕事の流れというものを整理したいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時32分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第13号の撤回の件

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、大変ご迷惑おかけしました。おわび申し上げます。

事件について撤回を請求させていただきたいと思います。

3月10日に提出いたしました事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求いたします。

件名、平成26年度御宿町水道事業会計予算（案）。

理由、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）の否決に伴う当初予算の修正のため、このように請求をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ただいま町長より、平成26年度御宿町水道事業会計予算について撤回がありましたので、直ちに議運を開きまして日程変更をやりたいと思いますので、暫時休憩します。

（午前11時06分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時48分）

○議長（中村俊六郎君） 石田町長から、議案第13号 平成26年度御宿町水道事業会計予算の撤回請求がありました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号 平成26年度御宿町水道事業会計予算の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時05分）

○議長（中村俊六郎君） この後、議会運営委員会を委員会室で開催しますので、委員の方は参加をお願いします。

暫時休憩します。

（午後1時06分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時55分）

◎日程変更について

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算の説明を日程第6とし、その後の日程を繰り下げます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） それでは、日程第5、議案第12号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第12号 平成25年度御宿町一般会計補正予算案第7号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7,030万円を追加し、補正後の予算総額を32億6,111万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に事業が完了しない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるものです。

第3条につきましては、地方債の追加と変更について定めるものです。

それでは、まず、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育て支援システム導入事業の350万円ですが、子ども・子育て支援制度の運用に向けて、国・県との連携を図るためのシステム構築に係る費用で、本補正予算において追加をしているものですが、国の方針が明確化されていないことから全額を繰り越すものです。なお、事業完了は平成26年9月を予定しております。

9款教育費、2項小学校費、布施学校組合負担金の128万7,000円ですが、布施学校組合に係る国の補正予算を活用した校舎の耐震改修費用に係る負担金であり、本補正予算において追加をしているものですが、布施学校組合において事業費の繰り越しが議決されたことから、構成市・町においても繰り越しを行うものです。なお、事業完了は27年3月を予定しております。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業の1,470万円ですが、昨年10月の台風26号により被害を受けた準用河川の災害復旧費であり、本予算において追加をしているもので、工期が26年11月までかかることが見込まれることから繰り越しを行うものです。

2項農林水産業施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業の135万円及び林業施設災害復旧事業の1,100万円ですが、本年2月の大雪等により被害を受けた農業用施設及び林道の災害復旧費であり、本予算において追加をしているもので、工期が最も長いもので平成26年11月までかかることが見込まれることから繰り越しを行うものです。

第3条の地方債補正について説明をいたします。

7ページをご覧いただきたいと思います。

地方債の追加につきましては、先ほど説明いたしました公共土木施設災害復旧費の地方負担分についての災害復旧事業債の借り入れを予定しているもので、580万円を追加するものです。

地方債の変更については、中山間地域総合整備事業について、平成24年度の国の補正予算を活用して前倒し実施されたことにより、平成25年度事業費が減少し、伴って地方債も減額するものです。

消防関係備品購入事業については、消防ポンプ車の購入費に対し、当初は充当率75%の防災対策事業債を予定しておりましたが、充当率100%の緊急防災・減災事業債を活用することとし、地方債の額を増額するものでございます。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の940万円ですが、当初見込めなかった高額所得者の転入等により増加が見込まれるため追加するものです。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の2,532万3,000円ですが、普通交付税を追加し収支の均衡を図りました。

12款分担金及負担金、1項負担金、2目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の19万6,000円の減額は、老人ホームの退所者があったことから減額するものです。

2項分担金、1目農林水産業費分担金、1節中山間地域総合整備事業分担金の545万6,000円の減額ですが、中山間地域総合整備事業費の減額に伴い受益者の分担金を減額するものです。

2節魚礁整備費分担金の37万1,000円の減額は、魚礁設置計画作成業務委託の事業費が確定し、不用額を減額することに伴い漁業協同組合からの分担金を減額するものです。3節漁港整備事業分担金の24万6,000円ですが、平成26年度に予定しております御宿漁港の堤防改修工事に關し、当該工事を早期着工できるよう測量委託費を追加することに伴い漁業協同組合からの分担金を追加するものです。6節ため池整備費分担金の5万3,000円の減額ですが、ため池補修工事の事業費が確定し、不用額を減額することに伴い受益者からの分担金を減額するものです。

11ページに移りまして、13款使用料及手数料、1項使用料、4目土木使用料、2節住宅使用料のうち岩和田団地の4万8,000円の減額は、台風18号により被害を受けた2室について家賃の減免措置を行ったことから影響額を減額するものです。富士浦団地及び矢田団地については、退去者があったことによりそれぞれ影響額を減額するものです。

2項使用料、2目衛生費手数料、1節清掃手数料の1,400万円の減額ですが、指定ごみ袋の

需要の見込みが過大であったことから減額をするものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の27万3,000円ですが、国民健康保険特別会計への繰出金のうち保険基盤安定に係る繰出金の決定に伴い追加をするものです。3節被用者児童手当負担金及び4節非被用者児童手当負担金の減額については、児童手当の事業費が確定したことに伴い影響額を減額するものです。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の3万円ですが、未熟児療養医療費に対する国庫負担金を追加するものです。

3目災害復旧費国庫負担金、1節河川等災害復旧費負担金の789万3,000円ですが、今回追加をしております台風26号の被害に伴う公共土木施設災害復旧事業費に対する国庫負担金を追加するものです。

12ページをご覧いただきたいと思います。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、2節保健衛生費補助金の41万1,000円ですが、がん検診推進事業に対する国庫補助金を追加するものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の32万5,000円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金の決定に伴い減額するものです。3節被用者児童手当負担金及び4節非被用者児童手当負担金の減額については、児童手当の事業費が確定し減額をするものです。

3目保険基盤安定拠出金、1節保険基盤安定拠出金の79万4,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の決定に伴い減額をするものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の350万円ですが、子ども・子育て支援制度の施行に向けたシステム改修費用に対し、県の地域子育て創生事業補助金を追加するものです。

3目衛生費県補助金、1節子ども医療補助金57万6,000円の減額は、子ども医療費の実績に基づき減額をするものです。10節感染症予防費補助金の38万7,000円の減額は、風しんワクチンの接種者の見込み減に伴い減額するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、イノシシ管理事業についての6万円ですが、イノシシ捕獲に係る事業費の増額に伴って県補助金を追加するものです。人・農地プラン作成事業補助金の3万円については、追加で県補助金の採択を受けたことから追加をするものです。

13ページに移りまして、3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の6,000円ですが、2015年農林業センサスの準備経費に対する委託金が確定したため所要額を追加する

ものです。

4目土木費委託金、2節住宅費委託金の2万3,000円ですが、住生活総合調査の委託金が確定したため所要額を追加するものです。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の108万円ですが、旧御宿高校の特別教室棟の貸付料を追加するものです。

2目利子及配当金、1節利子ですが、公共施設維持管理基金と児童福祉施設建設等基金について、平成24年度末に積み立てを行った額に対して利子が収入されるためそれぞれの所要額を追加するものです。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金の1,236万円ですが、中央高等学院より寄附の申し出がありましたので追加をするものです。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金の33万6,000円ですが、介護保険特別会計の地域支援事業において平成24年度の精算の結果、追加繰り入れが生じたため追加をするものです。

14ページをご覧くださいと思います。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,870万4,000円ですが、平成24年度からの純繰越金を追加し収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、2目ごみ袋売払代金収入の290万円の減額は、指定ごみ袋の見込みが過大であったことから減額をするものでございます。

4目雑入、1節雑入の後期高齢者医療広域連合委託金の31万8,000円の減額は、後期高齢者健康診査事業が完了し、事業費が確定したことに伴い広域連合からの委託金を減額するものです。災害共済金の8万2,000円ですが、防災訓練時の負傷者への補償金に対する共済金を追加するものです。

21款町債、1項町債、1目農林水産債の980万円の減額は、中山間地域総合整備事業費の減額に伴い地方債を減額するものです。

4目消防債の310万円ですが、消防ポンプ車購入費に充当する地方債に関し、当初充当率75%の防災対策事業債を予定していましたが、充当率100%の緊急防災減災事業債を活用し所要額を追加するものでございます。

5目災害復旧事業債の580万円ですが、今回追加をしております台風26号による被害に伴う公共土木施設災害復旧事業費の地方負担分に対する地方債を追加するものでございます。

以上、歳入予算といたしまして7,030万円を追加しております。

15ページに移りまして、歳出予算でございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、7 節賃金の10万7,000円の減額は、臨時職員の賃金に不用額が出たため減額をするものです。11節需用費、印刷製本費の17万円ですが、議会だよりの充実を図ったことにより所要額を追加するものです。13節委託料、会議録作成委託の43万3,000円の減額は、6月及び12月定例議会会議録を職員で作成したことから不用額を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当の5万円の減額ですが、以降9 款の教育費まで、2 節、3 節及び4 節は、決算見込みを見据えた職員人件費の調整でありますので、これ以降の説明は省略をさせていただきます。4 節共済費、追加費用の324万円の減額ですが、負担率が確定したため不用額を減額するものです。臨時職員社会保険料ですが、以降、9 款の教育費まで決算を見据えた調整等でありますので、これ以降の説明は省略をさせていただきます。

3 目財産管理費、11 節需用費の光熱水費52万円ですが、庁舎の電気代について単価の値上がり等により不足が生じ、所要額を追加するものです。修繕料の67万2,000円ですが、庁舎の非常用電源及び消防設備に緊急の修繕が生じ、所要額を追加するものです。22 節補償補てん及賠償金の50万円ですが、本年2月の大雪等による町有地の倒木により民有地のフェンス等に被害を与えたため、その補償金を追加するものでございます。

5 目諸費、19 節負担金補助及交付金の各区事務費6万6,000円ですが、補助金について不足が生じ所要額を追加するものです。

7 目防災諸費、22 節補償補てん及賠償金の8万3,000円ですが、防災訓練時に負傷した参加者への医療費補償金を追加するものです。

8 目減債基金積立金、25 節積立金の1,000万円ですが、将来の公債費負担の軽減を図るため減債基金への積み立てを行うものです。

12 目公共施設維持管理基金、25 節積立金ですが、公共施設の維持管理費用の後年度負担に備えるため当該基金に2,000万円を積み立てるものです。また、平成24年度末に積み立てを行った額に対して利子が収入されるため、利子分として1万6,000円を追加し積み立てるものです。

16ページをご覧いただきたいと思います。

中段から下の5 項統計調査費、2 目各種統計調査費、11 節需用費の7,000円ですが、2015年農林業センサスの準備経費に対する委託金が確定したため、これに対応する経費を追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節賃金の74万8,000円の減額は、臨時職員賃金の不用額についての減額、28節繰出金の59万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金の決定に伴い減額するものです。

17ページに移りまして、2目老人福祉費、13節委託料の養護委託の181万4,000円の減額は、老人ホームの退所者があったことから不用額を減額するものです。緊急通報システムサービス業務委託の124万8,000円の減額は、システム交換にあたり従前の設置数を下回ったことから減額するものです。28節繰出金546万6,000円ですが、介護保険特別会計における介護給付費等の増加により所要額を追加するものです。

5目後期高齢者医療、19節負担金補助及交付金の398万7,000円ですが、平成24年度の後期高齢者医療給付費負担金の精算により所要額を追加するものです。28節繰出金の119万8,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の決定により不用額を減額するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料の350万円は、先ほどご説明いたしました子ども・子育て支援制度の事業実施について全額を繰り越すものです。

2目児童措置費、20節扶助費の282万5,000円の減額は、児童手当の事業費の確定に伴い不用額を減額するものです。

4目児童福祉施設建設等基金積立金、25節積立金ですが、将来の児童福祉施設の建設等による財政負担に備えるため当該基金に3,000万円を積み立てるものです。

18ページをご覧いただきたいと思います。

また、当該基金に関しまして、平成24年度末に積み立てを行った額に対し利子が収入されるため、利子分として3万1,000円を追加し積み立てるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の186万1,000円の減額は、母子保健事業などの各種事業の実績により不用額を減額するものです。20節扶助費の妊婦健康診査費用助成の15万5,000円の減額、風しんワクチン接種補助の82万2,000円の減額は、決算見込み額を見据えて不用額を減額するものです。

4目子ども医療対策費、20節扶助費の230万円の減額は、決算見込みを見据えて不用額を減額するものです。

2項清掃費、1目清掃総務費、12節役務費の90万円の減額は、商店等に支払う売りさばき手数料について減額するものでございます。

2目じん芥処理費、13節委託料、焼却灰搬出委託の500万円の減額は、ごみ量の減量に伴って灰の搬出に要する経費が削減できることから減額をするものです。指定袋製造委託の700万

円の減額は、指定ごみ袋の需要の実績見込みにより不用額を減額するものです。

19ページに移りまして、4項予防費、1目予防費、13節委託料の28万1,000円の減額は、後期高齢者の健康診査の事業完了に伴い不用額を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3項農業振興費、8節報償費の12万円ですが、イノシシ被害防止策として行っているイノシシの捕獲事業において、捕獲頭数が当初見込みを上回るの見込まれるため捕獲に対する報償費を追加するものです。11節需用費、消耗品の3万6,000円ですが、人・農地プランの作成事業について、消耗品も県補助金の対象とされたため追加するものです。印刷製本費の32万円の減額及び13節の委託料、人・農地プラン作成委託の31万5,000円は、事業の実施方法の精査により予算額を組み替えるものでございます。15節工事請負費の10万5,000円の減額は、ため池補修工事が完了したため不用額を減額するものです。19節負担金補助及交付金の1,644万8,000円の減額は、平成25年度に計画をしていました中山間地域総合整備事業費の一部が平成24年度の国の補正予算を活用して平成24年に前倒しして実施されたことから平成25年度の事業費が縮減されたため、伴って土地改良連合会への負担金で8万円の減額、事業費本体への負担金で1,636万8,000円を減額するものです。

3項水産業費、1目水産業振興費、13節委託料の74万円の減額は、魚礁設置計画作成委託費が確定したことにより不用額を減額するものです。

2目漁港整備費、13節委託料の49万4,000円ですが、平成26年度に予定をしております御宿漁港の堤防改修工事に関し、当該工事を早期に着工できるよう測量業務を今年度を実施するため追加をするものです。

20ページをご覧いただきたいと思います。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費の33万5,000円ですが、公衆トイレの2カ所について、曝気ブロワが故障し修繕が必要なため所要額を追加するものです。

4目月の沙漠記念館管理運営費、11節需用費の56万4,000円ですが、月の沙漠記念館の自動ドア等、設備に管理運営上支障が出ており、早期に修繕を行う必要があるため所要額を追加するものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、11節需用費の50万円ですが、須賀地先八坂神社下の排水ポンプについて、2基のうち1基が故障しており、大雨時に能力不足となることから所要額を追加し修繕を行うものです。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料の64万1,000円の減額は、岩和田地先の境界確定業務及び砂丘橋周辺バリアフリー工事実施設計業務に係る委託費の確定により不用額

を減額するものです。15節工事請負費の23万2,000円の減額は、月の沙漠通りの交通安全対策工事の事業費確定に伴い不用額を減額するものです。

21ページに移りまして、中段の9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、25節積立金の1,236万円ですが、教育振興に活用するため教育振興基金への積み立てを行うものです。

2項小学校費、3目組合学校費、19節負担金補助及交付金の245万1,000円ですが、布施学校組合負担金について、御宿町といすみ市の児童数の異動による調整及び小修繕を実施したこと並びに校舎の耐震改修工事費が計上されたことにより所要額を追加するものです。繰越明許費でもご説明いたしましたが、このうち校舎への耐震改修工事費については、布施学校組合にて翌年度への繰り越しが議決されたことから、当該工事費に係る負担金128万7,000円は翌年度へ繰り越しさせていただくものです。

22ページをご覧いただきたいと思います。

3款中学校費、1目学校管理費、11節需用費の15万9,000円ですが、中学校の電気料について単価の値上げ等による不足が見込まれるため所要額を追加するものです。18節備品購入費の63万2,000円ですが、本年1月に完成いたしました中学校の屋外運動場について、コートローラーなど必要な備品を整備するものです。

2目教育振興費、19節負担金補助及交付金の38万4,000円ですが、生徒の各種県大会出場に係る補助金に不足が生じるため所要額を追加するものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費、11節需用費の23万2,000円ですが、公民館の電気料について、単価の値上げ等による不足が見込まれるため所要額を追加するものです。15節工事請負費の66万2,000円ですが、公民館の排煙オペレーターの修繕に関し所要額を追加するものです。

3目資料館費、11節需用費の11万6,000円ですが、歴史民俗資料館の男子トイレの天井が雨漏りのため腐食しているため所要額を追加し修繕を行うものです。

10款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、15節工事請負費の1,469万9,000円ですが、昨年の台風26号により被災した上布施地先上落合川の護岸3カ所の復旧工事に要する費用を追加するものです。なお、繰越明許費でもご説明いたしましたが、工期が26年11月までかかることが見込まれるため、既定予算の1,000円と合わせて1,470万円を翌年度へ繰り越し実施をするものでございます。

23ページに移りまして、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、15節工事請負費の1,235万円ですが、本年の2月14日から15日にかけての当地域での大雨及び大雪並びに強風により農地農業用施設2カ所、林道5カ所に被害が生じたため所要額を追加す

るものです。なお、繰越明許費で説明いたしましたとおり、復旧に相当の期間を要することから全額を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ごみの大幅な減額、袋ですね、ありましたので、これについてちょっとお聞きしたいと思えます。

11ページ、それと14、18ですね、関連しているものが。そういう中で、ごみ袋有料が行き届いたと、町民がそういう形で減量に取り組んでいるという中で、排出灰も500万円の減額になったと。これは広域のごみ処理、建設に対して大変有利に働くと思っておりますけれども、じゃ、一昨年の9月からこれがスタートした中で、ごみ袋製造委託、これがどのくらいしたのかと、ごみ売り払い手数料が下がっていますね。じゃ、現実的に、この1年間で、町の収益、これは幾らになったのかと。発注額、販売価格、手数料を引いたものが現実の利益だと思うんですよね。それをちょっと説明していただきたいと。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、まず初めに、この指定ごみ袋の補正に係る全体的なところから説明させていただきたいと思えます。

25年度の当初予算では、指定ごみ袋移行直後の10月から12月の販売数量から1年間の見込みを立てましたけれども、こちらの数量のほうが過大となってしまいまして、販売実績からの見込みでは、当初の見込みの約半数程度にとどまってございます。導入直後にごみ袋の販売量が多かったことや減量がさらに進んだことが一つの要因とは思いますが、当初の見込みが大分過大になってしまいましたということがございます。

その次に、まずごみ処理手数料ですけれども、こちらが1,400万円の減ということで、当初見込みでは、燃えるごみの袋の代金になりますけれども、こちらは合計で85万2,000枚を見込んでございました。実績が48万6,000枚ということで、おおむね4割程度の減ということになってございます。

そのほか、資源・不燃ごみ袋の売り払い収入は、290万円の減、こちらのほうも当初の見込みに対しまして、販売実績が5割程度減ということになってございます。

これにあわせまして、売りさばき手数料、販売店でごみ袋を売っていただいたときの手数料

ですけれども、これに対応しまして、この売りさばき手数料が90万円の減、それから指定袋製造委託ということで、袋の製造代金のほうも合わせまして700万円の減、焼却灰の処理委託については、減量が進んだということで、量にいたしまして約110トンの焼却灰の減量がございまして、委託料としては500万円の減ということになってございます。

それから、減量の状況でございますけれども、導入前の見込みでは約1,460グラム程度の1日1人当たりの排出量でございました。こちらのほうが現在1,100グラムとなっております、導入前と比べますと約24%程度の減。25年度の目標が約1,300グラムということで目標を立ててございましたが、こちらと比較いたしますと16%程度の減となっております。この目標値につきましては、今後のごみの排出状況を見ながら、新たな目標の設定等、減量化への取り組みに対する結果などを含めまして、広報等でお知らせしてまいりたいと考えます。

町の収益ということで、ごみの収集手数料、これは導入後から1年間ということで見込んでおりますけれども、ごみの収集手数料が約2,150万円程度、資源・不燃のほうのごみの売り払いが260万円程度、これに対しまして、ごみ袋の製造代が約735万円、売りさばきの手数料が110万円、この辺を相殺いたしますと約1,500万円程度の収入が確保できまして、処理のほうに充当させていただいているような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

減量化の目標を達している、それで500万円の減額になっているということで、大変効果があるわけではないかと思うんですけれども、1点、袋は厚くていいんですけれども、破けると、取っ手というか輪っかのところが、その辺を今後改良していただければという話があります。

次に移ります。

次、諸費の区費の6万6,000円ですか、これについてちょっと聞きたいんですけれども、今の6万6,000円が事務費の補正という……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○9番（瀧口義雄君） 15ページです。いいですか。

そういう中で、区費の事務費はいつ町から振り込むのかということですね。それと、もう一点は、先日から言っている防犯灯、御宿台は3月25日に振り込まないという中で、事務上、どういう手続をとったのかと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 事務費については、3月末で振り込む予定となっております。

あと、防犯灯……

（「違う違う、この事務費の説明」と呼ぶ者あり）

○総務課長（木原政吉君） 事務費は、これ不足分です。これについては3月末で振り込む予定をしております。

あと、防犯灯、御宿台の……

（「ちょっと議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） この区費の事務費の構成は何ですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これについては、世帯当たり250円の事務費を払っていますので、その分の財源を見ていなかったということで補正させていただいております。

それと、御宿台の防犯灯については、今ご指摘のとおり3月25日で9区については振り込む手続をしております。

御宿台につきましては、3月7日付で議会からご意見をいただいたこと、また町の別の実施機関に法律に基づきました請求のほうが一応出ていますので、その推移を見守る中で、今支払いを保留しているという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まず、事務費についてなんですけれども、前にも、議会じゃなかったかもしれないですけども、1年の経費を補助で出して3月25日に支払うというのは、どうやって、借金して使えという話じゃないですか。補助ならどうしてもっと早く、必要だから補助を出すわけでしょう。何で3月25日……、ですね、たしか、末でしょう。使いようがないじゃないですか。必要だから補助を出していくという中で、この支出の仕方は全くおかしいじゃないですか。電車なんか乗る前に切符を買うんですよ。これは事務費として必要だから補助を出していると。1年間10万円で払うと言ったらそれでできちゃう。そういう形の話じゃなくて、必要だから出すのなら、予算が通ったら早目に執行してやると。区が夜逃げするわけじゃない、ほかの補助金と違って行政区で運用するために使うんですから、そういう形にしないといけない。

これはほかの補助もそうなんです、これだけじゃなくて。この防犯灯もそうなんですよね。これ電気代を払っていつているんですよ、ほかの区は。御宿台は別ですけども。それを立て

かえさせてこれで払っていくというのが本来の筋じゃないんじゃないですか。これ1点指摘しておくから、来年度から直していただければと。

もう一点は、あなたは一般質問の私のときに、流用は認めないと、要するに流用ではないといったら、出せばいいじゃないですか。規則に違反していないというのなら払えばいいんじゃないですか。そうでしょう。あなたたちは、それは流用じゃないとっているんだから、ただ、ここには書いてあるよ、防犯灯の管理は当該防犯灯における電気料金を支払うものが行うと。説明と全く違う。流用を、目的外に使っちゃいけないという規則9条にある。それをあなたたちは認めないなら払ってやればいいじゃないですか。

まず、その区費の区の補助に対して、来年度どうしていくのかと。早目に支給して、交付していただけるのか。今言ったように、あなたたちは正しいと言っているんだから、防犯灯の電気代は流用してもいいんだと言っているんだから、流用しても構わないんだから払えばいいじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 1点目について、そういう補助については早目のほうがよいのではないかというのは検討させていただきたいと思います。

2点目の御宿台について、防犯灯の設置及び維持管理に関する補助を払わないのはというご質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、2月末の時点で、町の実施機関に法律に基づいた請求がなされております。その推移を見守りたいというのが判断でございまして、今の段階では、とめております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 財務上の処理はどうしているんですか。繰り越しあるいは減額補正、全然やっていないんですけれども、どこへ消えているんですか、そのお金は。この中で、処理していないんですけれども、補正で16万何がしなんですけれども、どこへ入っているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ただいま申しましたように、その判断が出るまで、一定期間がかかると思います。年内、年度内に出るか、越すか、その辺はまだ定かでないということでございます。既定予算もとってありまして、減額もしておりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 財政上の処理がなされていない、繰り越しもしていない、あるいは減額もしていない。ここへ事業が年度末、3月31日ですよ、全然載っていない。たかだかとい

う話じゃないんですけれども、何で処理しないんですか。繰り越しでもあるじゃないですか。それもしていない。財務上の処理がなされていない。それでそこへ座っている状態じゃないでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほども申しあげましたように、2月末の時点で、町の実施機関に法律に基づく請求がなされております。それについて、一定期間を要するということですが、現段階では、年度内に判断が示されるか、それとも年度をまたがってされる、その辺についてはまだ伺っておりません。したがって、年度内にその判断に基づいて支出もありますし、判断ができないということもありますので、今の段階で繰り越すということは考えておりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、処理をなされていないということですよ。繰り越しもしない、減額もしない。3月31日過ぎたらどうするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 予算上は結果的に不用額という扱いになると思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先ほどのごみ収集手数料などの、いわゆるごみを処理する事務について伺いますが、先ほど詳細な事務についての答弁があったわけでありましてけれども、大変な量また額、歳入歳出にわたる、そういう事務の報告がありました。

これは、最初の答弁では、一昨年になりますよね、一昨年の10月ですか、2カ月間、先ほど水道会計で申しあげましたけれども、そのときに予算を調整して、次年度の予算をつくったということなんですが、これは、一番早いものは6月議会ですよね。6月議会にもう、要するに予算執行してとかさまざま要因の中で予算調整、いわゆる減額ですよね。事業確定に伴う補正を行っておりますよね。そういう事案もあると思うんですよ。

これは3月の、いわゆる最終定例議会ですね。臨時会ということだってまだ1日ありますから、できないことはないというふうに思いますけれども、過去もやった経緯はありますけれども。

なぜ3月議会までこういう事務、逆に言うと3月議会提案なんですか。それについての説明

を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の内容につきましては、本来であれば、見込みの数値が出た段階でご提案をさせていただかなければいけないところでしたが、事務のほうが少し停滞してしまいまして、現在のところでご説明をしていくような形になってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私自身も町民の皆さんからさまざまなご要望を受けて、執行部の皆さん、町長初め提案を申し上げさせていただいております。各課もそれぞれいろんな事業を執行しようと思って、5,000円、1万円、10万円の予算、今般のこの新年度、まだ提案されておられませんけれども、予算調整されてくるわけじゃありませんか。どれだけの事業ができるんですか、これで。

逆に言えば、私は先ほど健診の話をしましたよね、人間ドックの話。あれは本当に3月31日まで努力をして使っていただきたいんです、町民に。これ逆に言えば、町民の皆さんが努力して得た残金でしょう。上げ下げ、歳入歳出ありますけれども、これは早く町民の皆さんにご報告して、議会にも報告をして、予算調整して、さらにあなたの課だって使えるじゃありませんか。こういうのも大切に使うというんですか、それとも。

行政というのは単年度会計なんです。基本的には、そのときに預かった税金で、そのときの年の仕事をするというのが行政の基本じゃありませんか。違うんですか。そういう答弁はないでしょう。

先ほど口頭で述べた詳細な資料の提出を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 少しお時間をいただきまして、資料のほうを改めて提出させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩。

(午後 2時21分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時28分)

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言おわびをさせていただきます。

事務上の不手際によりまして、長時間費やしまして、大変申し訳ございません。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 伊藤議員につきましては、体調不良で今退席していますので、出席議員は10名です。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 大変貴重なお時間をいただきまして、誠に申しわけございませんでした。

それでは、資料をお手元に用意させていただきましたので、簡単に概略についてご説明させていただきますと思います。

まず、一番上の表が歳入ということで、ごみ収集手数料の当初見込みと決算見込みの差異をこちらの表に表現してございます。単価というところが販売店で販売している単価でございます。枚数のほうが、当初見込んだ枚数と決算の見込みということで、例えば可燃ごみの大であれば、当初3万3,500枚を12月と見込んでいたものが、2万2,500枚が12月というように変わってございます。

その下におりまして、ごみ袋売り払い代金収入でございますけれども、こちらは資源ごみ用の白い袋になります。こちらのほうも同じように、当初見込みに対しまして決算見込みではかなり数量が減っておりまして、合計でマイナス290万円というふうになってございます。

これに連動しまして、歳出ではこれに伴う支出がなくなりますので、ごみ売りさばき手数料、これを販売店のほうに、1枚売れると2.1円ですとか1.05円ですとか、手数料として販売店にお支払いしている金額でございます。こちらが、合計で、やはりこちら枚数の減った分だけ減っておりまして、90万円の歳出減でございます。

指定ごみ袋の製造委託につきましても、一番左にございます単価というところが当初見込みの単価でございます。決算見込みにも同じように単価というふうに記載しておりますけれども、総量で発注数量と、あと少し当初予算の時期と発注したころに時間の開きがございますので、若干1枚当たりの単価は上昇してございます。こちらも歳出で700万円相当分が減額ということで提案させていただいてございます。

焼却灰搬出委託につきましても、当初、年間1,600トン、こちらトン数のところを合計しますと1,600トン程度を想定しておりましたけれども、決算見込みで1,460トンということで、

140トンの減、金額にしまして500万円の減ということで、補正を提案させていただきました。

資料の概要は以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

これで、いよいよ本当の意味での政策的な議論ができるということだと思えますよ。

細かく出していただいたんですが、例えば歳入でもいいんでしょうけれども、歳出でもいいんですけども、ごみ袋の特徴ですよ。これがたしか1年前に提案されて、新しい政策展開、これ私は一貫して言っていますけれども、ごみ袋になって、いわゆるそれだけで、今までの、200円でしたね、各戸当たり。これ以上、これと比べると大幅に、それに手数料がかかってしまうと、要するに負担増になってしまうと。高齢化に伴って、余りごみも出なくなったんですけども、そうはいったって、マンションだとか含めて、なかなか家庭の中に置いておくことはできないと。だから、少量でもきちんと出せるようにとしたらどうかという中で、考えていただいて出していただいたと思うんですね。

使っていただいているのかなと思ったら、使っていただいていないわけですよ。だから、リサイクルの袋とかがあるとは思いますが、そんなに大きな負担にならないで、もしくは、今までよりも1戸当たりの負担が減るという状況も生まれるかもわからないということだと思えますよ。

じゃ、これをもって、新年度、どういうふうにごみの事務を進めていくかということが初めてわかるんじゃないですか。数字が出ればいいということじゃないんですよ。これで我々もどうなっているのかなと、今の町民の生活の実態はどうなのかなということがわかるわけでしょう。じゃ、今度、来年度からどういうふうにしていけばいいのかということになるわけじゃありませんか。

それは、いつ補正を打つかということもありますけれども、この数値、結果としたこの数値の中身の状況がわからなければ何もできないじゃないですか。そのことを踏まえて、事務をやっていたきたいということだと思えますよ。このことに、ちょっともう一度答弁を。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご意見ありがとうございます。

こういった資料、年度末ということで、当初予算にも集計上こういった集計をしておりますが、こういったデータ等のご提供といえますか、こういったところにも今後配慮しつつ業務にあたりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今日、朝からですので、ちょっと先に議論を進めさせていただきたいと思えます。

15ページであります、これは総務管理費という中で、公共施設維持管理基金ということで2,000万円ですか、補正の提案でございますが、この役場も建ててから随分たちますし、空調を含めさまざまな、この間、修繕の予算提案をされておったかと思えます。

聞きたいのは、この基金に伴って、いわゆる修繕計画です、それぞれの施設の修繕計画、維持管理を含めた。それが、やはり数値目標となって、いわゆる財政の平準化ということですね。それから、突発事故を未然に防ぐということも含めてあると思うんですね。壊れたから修繕、修理費に計上ということではないと思うんですよ。そのところは、今事務としてどのようになっているかについて伺いたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 各施設の修繕に関する計画ということでございますが、今、各公共施設において想定される29年度までの主な改修につきましては、アクションプランのほうに掲載をされておりますけれども、その後の後期の5カ年ですとか、その後の見通しにつきましても、一定の想定はあるものの、現在は整理をされておらず、整理が必要となっている状況と考えております。

公共施設維持管理基金を活用した計画的な財政運営につきましては、おっしゃるとおり、こうした計画は必要だと思いますので、この点については取り組みたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。計画的な町政運営を行っていただきたいと存じます。次に移ります。

19ページであります、農林水産業費ということで、水産業費、水産業振興費の中で、魚礁設置計画作成業務委託ということで、これは先ほど完了に伴う補正だというようなご説明をいただいたわけですが、これは先般、漁協組合の会議室において、アワビについての増殖ですね、養殖というよりも増殖、新しい観点からの先進的な取り組み、その提案があったと思うわけですが、その内容を進めている内容なのであるでしょうか。

それから、それも含めて、この魚礁設置計画というものがいかなるものなのか、具体的な説明を求めたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 魚礁設置計画作成業務委託でございますが、こちらは、国の産地水産業強化支援事業の採択を受けるための前段の計画づくりです。

基本的な現状と目的といたしましては、御宿町のアワビ資源は、昭和50年前後、60トンから100トンで推移していましたが、昭和60年代になると減少の一途をたどりまして、現在では3トン程度と壊滅的な状況にあるということで、このような状況を踏まえた中で、御宿町にとって重要な資源であるアワビ資源を守り増やすことを目的に、魚礁協議会なる協議会を立ち上げまして、有識者などの意見を取り入れまして、管理も含めたつくり育てる漁業としてアワビ資源の増殖を図るということを目的にしており、今回の計画につきましては、費用対効果の検証が主な内容となっております。計画では、この事業によって9つの漁場に魚礁を設置することを計画しております。この魚礁1個当たりには生息するアワビの量や種苗から漁獲できる一般的な割合等を含めまして増加量を算出して、この事業をやる費用とこの計画事業で、どちらに費用対効果があるのかということを検証いたしまして事業を進めるということで、このたび、この計画を進めることで、資源が増えること、こちらのほうが効果があるということが認められて、国の産地水産業強化支援事業の採択を受けております。

9つの魚礁をつくりまして、今、種苗放流とか、稚貝を放流するんですが、タコとかイシダイに食べられてしまうということで、そういうものに餌をやっているような状況だというような見方もできまして、これは専門家を入れまして、そういうものに捕食されないような魚礁にしまして、9つもつくりますので、毎年そこを一遍に皆さんでとり尽くしてしまうのではなくて、2つないし3つは今年は禁漁にしよう、残りをとってということ、毎年毎年動かしながら、どんどん増やしていこうじゃないかというような計画が主となっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

アワビ資源の増大ということで、国の採択を受けて本格的に魚礁再生を行いたいという結論でよろしいわけですね。

その後、国の採択を受けたというのはいつごろなのでしょう。

それと、ちょっとこの計画というのはどの程度の分量があるのでしょうか。要するに、今回調査したもの、ページ数だとかでいいんですけども、それで言いたいのは、「あまちゃん」というテレビのドラマもありましたけれども、まさに御宿の、今イセエビで売っていますけれども、アワビなんです、御宿は。この大事なものを、私も講演に参加してお聞きいたしましたけれども、まさに宝の宝庫だということで、先生が当時締めくくられたというのをまだ頭の

中に鮮明に覚えております。そういうものがあるわけですから、これこそやっぱりみんなで出していただいて、組合、漁民の皆さんも含めて。

それから、それをどうやってバックアップしていこうかと。これは多分、新年度のほうでは、アワビ資源の増大10%ということで明確な目標を。関係者の方に伺うと、これはうまくすれば、もう10%なんて簡単に突破できるよと、20%も夢じゃないと。これだって、たしか0.5とっていましたね、今保留の、たしか。1%ぐらいじゃないですか、今。これが10%、20%ですよ、これは下手したら。下手じゃなくて、それも可能だとおっしゃっているんです、関係者の方は。すごいじゃないですか。町長、こんなことを御宿はやっているんですよ。こうやって皆さんは努力しているんですよ、町民の皆さんも職員の皆さん一人一人も。しっかりまとめてくださいよ、町長。そうじゃないんですか、町長。こんな大事なものを、皆さん、みんなどこも何もない中でやっているんですよ。1個でも光るものをやろうということで、全国でB級グルメ、御宿はこのスーパーアイがたくさんあるじゃないですか。これをもっと光らせようじゃありませんか、町長。元気を出していこうじゃないですか、そういう材料がたくさんあるじゃないですか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全くご指摘のとおりでございます、ここ二、三年、このことに関して、いろいろ関係機関のご協力をいただいたり、今おっしゃいました会議等をやっている、とにかく一つの大きな御宿の特色といいますか特産というんですか、そういうことでございますので、極力いろんな意味でお知恵を皆さんからはいただきまして、この産業等を進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今年度ももう残り少ないので、新年度からぜひ具体的な対応を、バックアップも含めて具体化していただきたいと思っておりますし、所管の委員会もごございますので、委員長とも相談していただいて、本当に豊かに、本当に実りあるものにしていただきたいというふうに思います。次に移ります。

21ページであります、教育費、教育振興基金積立金ということで、これは、今般の議会で条例が提案され、既に可決をされているわけでありましたが、これの前に、たしか岩瀬奨学金と申しましたか、ちょっと正確な名前を今承知してはおりませんけれども、その運用状況と、それと、これは基金ですから、今度運用するための条例を、そういうものはつくっていくんだろうとは思いますが、今あるものがどうなっているのかということも含めて、その辺

は説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 岩瀬奨学金ということでございますが、岩瀬奨学金は、御宿町に在住されておりました岩瀬国松氏から寄附をいただきまして、それを原資にして昭和39年に岩瀬奨学資金給付規定が設けられております。

奨学金は、経済的な理由により修学が困難な者に対し、有為な人材育成に資することを目的としておりまして、対象は県内の高校へ在学する町内の生徒等であります。奨学金の額は、原則月3,000円、返済の義務は負わないとされております。

利用状況ということですが、昭和60年以降について申請はございませんが、過去は17件ございました。現在の残高は151万2,210円となっております。

それから、こちらのほうにつきまして、新しい人材育成の支援ということで基金を今回条例で制定させていただきましたが、岩瀬奨学金の制度につきましても、岩瀬奨学金の規定の範囲の中で、あわせて利用できるような形を考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今、現存する岩瀬奨学金であります。今後あわせて活用を図りたいというお話はわかりましたが、この間、多年にわたって利用されないというのはどういうことなんでしょうか。町として広報しても利用がないということなんでしょうか。その辺の事務内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 広報ということですが、今現在、特に周知をしていないという状況ですので、利用者が現在いらっしゃらないということについての一つの原因だと考えておりますので、故人の遺志に沿えるように、現在の要綱につきましても、昭和50年以降、見直しが見直されておきませんので、そういったことを遺族の方と話し合いながら、現在の社会情勢に見合った規定等に見直しをしながら周知のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今答弁いただいたとおりだと思うんですけども、本当に貴重なお金をせっかくいただいたわけじゃありませんか。まさに故人の遺志に沿わないですけども、今後、本当に有効に活用されるように、すぐに事務を進めていただきたいというふうに思います。

22ページ、教育費、教育振興費ということで、生徒活動補助ということで、これは38万4,000円の増額補正ということですが、先ほど提案説明の中で、さまざまな大会等に出場しておるということを伺ったわけでありますけれども、具体的にどのような大会に出場したのか。

昨日、中学校の卒業式に参加をさせていただきまして、その中で、今年の中学校の生徒の文武両道にわたるすばらしい結果が載っておったのは拝見させていただいたわけでありますけれども、それを受けまして、子供たちの頑張りぐあい、それについてご報告いただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 22ページの生徒活動費補助金につきましては、生徒の部活動などの大会出場における交通費等に対し補助するものですが、今回、新人大会等で郡市等の大会を勝ち抜き県大会へ出場する選手の交通費について補正をお願いするものです。

今回の補正の対象になります県大会へ出場した種目等については、ソフトテニス部がダブルスで地区大会2位の成績をおさめ、県ソフトテニス選手権大会13歳以下の部へ出場、また、卓球部が女子個人戦で地区大会で3位、5位の成績をおさめ県大会へ出場しております。柔道部につきましても、男子、女子それぞれ1名が地区大会で2位の成績をおさめ県大会へ出場しており、陸上部の走り幅飛びで1位、また400メートルで2位などの好成績をおさめまして、合計で3名が県新人大会へ出場しております。そのほか、英語発表会の暗唱の部でも男女1名ずつが地区大会1位で県大会へ出場しております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 大変立派な成績ということで理解しました。

次に、同じ教育費であります。公民館費の中の資料館ですね。公民館費のほうもありますけれども、請負工事、これも排煙でありますか、排煙窓ですか、これも大変大事な内容だと思います。それから、修繕料ということでありますけれども、一般質問にも出しておりましたけれども、いわゆる記念館のほうも修繕料が、たしか今回の補正には出ておったかと思えますけれども、いわゆる、例えば資料館に保存しております大事な町の歴史的な資料ですね、それから資料館等もやはり収蔵物があると思うんですよね。そういうものについて、どのように今後していくのかということもあわせて、この事業内容とともに説明を求めたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 22ページの公民館費で公民館請負工事ということで66万2,000円

の補正でございますが、現在、公民館のロビーの排煙窓のオペレーターの改修工事を行っているところでございますが、工事実施に伴い高所にある排煙窓を確認したところ窓枠が想定以上に腐食しており、オペレーターを改修しても開閉できない状況であるということがわかりました。正常に開閉するために、窓ガラス及び窓枠6枚を交換するために追加補正をお願いするものでございます。

それから、資料館の修繕料でございますが、資料館男子トイレの上の排水ドレーンの周りから雨水が伝わり落ち、男子トイレの天井の化粧板や周囲の部材が腐食し剥がれ落ちてしまっていることから、早急に補修が必要であることから修繕料について補正をお願いするものでございます。

それから、一般質問のほうで、資料館の資料等の高台移転ということでお話をいただいておりますが、現在資料館には、県・町の指定の文化財や過去の農業、漁業、また習慣などを伝える貴重な文献や道具、さらには3万冊以上の世界の教科書が収蔵され、また展示されております。このような資料は再度の収集が非常に困難なものであり、貴重な資料等、資料館のほうは標高が低いということで、津波被害等からも守るための保管庫として旧御宿高校の活用も考えられますので、文化財保護委員会の方からもご意見をいただきながら、文化財、資料等の保管庫としての環境や移転可能な資料を調査整理するなど、具体的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 月の沙漠記念館でございます。

ご承知のとおり、記念館は目の前が海でございますので、津波の際には大きな被害が想定されます。

文化庁によりますと、3・11の大震災で津波被害を受けた美術館や博物館、資料館は約30カ所、水没や流失した美術品や古文書、民俗資料等は膨大で、詳細は不明だそうでございます。

津波発生時に収蔵品を持って避難することは困難ですので、おっしゃるとおり安全な場所に保管することが望まれますが、収蔵品には、絵画ですとか版画ですとかデリケートなものが多いことから、温湿度管理が必要となります。

今回の記念館の修繕の56万4,000円のうち38万6,000円は、収蔵庫の空調の室外機の交換でございます。

いずれにしましても、貴重な作品ばかりでございますので、展示品の浸水被害や散逸防止策などを含めまして、取り扱いについては月の沙漠記念館運営委員会の委員の皆さんを中心に、

今後早急に検討させていただきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

まず、今石井議員が言われた教育基金ですね、これについて二、三要望というか提案していきたいと思っています。

1つは、給付型にさせていただきたい、それが1点。

もう一つは、子供、小学生、中学生、高校生も必要なんでしょうけれども、成人の人が資格を取るようなときも利用できないかというご提案と、もう一つはネーミングですね、それも教育何々基金だと、ちょっと難しい、ネーミングも含めてやっていただく。それと、要項をつくるときに、当然選定の委員会を立ち上げると言うんですけれども、僕ら含めて、選挙にかかわる人は避けていただきたい。教育関係と福祉関係の人で構成するような人員配置をしていただければと。もう一点は、要するにだんだん原資が減っていきますと、御宿高校の家賃を、それに目的という形で充てるような感じでご提案しておきたいと思う。大体200万円ぐらいですか。そういう形で、あとは足りなくなったら一般財源という形もありかなと思っています。この件はこれで、提案ですから答弁は結構です。

それと、15ページの災害補償ですね。これは、原資は何かということと、もう一つは、先般石井議員と土井議員が御宿台のことを言うておりましたけれども、私も住む人間として、やっぱり日常の手入れを、防災予防をしておかなきゃいけないと。災害があつてからはなかなか難しいと。

おっしゃるとおり、管理道路がないということも作業が難しいと思っております。そういう中で、計画性を持って、危険なところから災害が起こる前に、補償金なんか払わなくて済むように、事前に整理整頓していただければという中で、計画をつくってください。

それと、もう一つは、御宿台は、要するに管理費をこういう形で使えますから、その辺は、三者協議というのを持っておりますから、その辺でご協力を仰ぐという形で、町の負担も軽くなると、それで地域も安全になるということで、ぜひその辺は協議していただければと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 災害被災補償金につきましては、こちらは一般財源ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、倒木によってフェンス等を壊した箇所がありますので……

(「いや、財源だけで結構です」と呼ぶ者あり)

○企画財政課長(大竹伸弘君) 一般財源になります。

あと、計画的な管理ということでお話しいただいた件につきましては、関係者の皆様と協議させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(中村俊六郎君) 5番、文井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) 私は2点お尋ねします。

最初は、17ページの児童福祉施設建設等基金積立金、今回3,003万1,000円ですか、積み立てると。これは恐らく保育所建設の基金だと私は見ているんですけども、そのとおりですね。

これは父兄のお持ちの方のやっぱり一番関心事で、子供たちをあの震災による津波から守りたいという、これはせつない思いがあるものです。

それで、やっぱりそういうことが、議会そのものも広報的な意味もありますので、今後のタイムスケジュールというんですか、そういうものをここで皆さんに向かって、こういうふうにしてやっていきたいんだということを、一つの案でしょうけれども、示していただければありがたいなと思うんです。

すみません、多賀課長、どうですか。

○議長(中村俊六郎君) 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) 先月の2月に建設委員会を立ち上げてございますので、第1回の建設委員会で、前の検討委員会、それから地域活性化委員会等からご意見をいただいたことにつきましてもご説明させていただいております。

今後、それをさらに、新年度に入りまして、協議関係を整理していきたいということでございます。後々の協議結果等につきましては、また状況を見まして報告はさせていただきたいと思いますが、今のところ建設委員会の中の協議はこれからということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(中村俊六郎君) 5番、文井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) ですから、そういうことで、ぜひともある程度のタイムスケジュールを持って、このぐらいまでにはやりたいよと、執行部側でいろいろ協議していただいて、ある程度の案を示していつてもらいたいなというのが希望です。

じゃ、次の質問に移ります。

先ほど、魚礁設置ということで、石井議員からも話がございました。私は、この魚礁設置、水産振興ということで、平成4年から6年のころ、アワビがなかなかとれないということで、

とある大学に委託されましたよね。それで、海流調査というのを3カ年にわたってやったんですけれども、その結果を、私が前にちょっと言ったかもしれませんが、清水川から流れる汚染物が、あの岩和田の禁漁区、タテノと地元の人には言っています。その禁漁区に、実は渦を巻いて、そこで沈降して、何が起こるかといいますと、海女さんが言うのは、その当時言うのは、浮泥というんですね。アワビはこういう棚のところにおいて、その棚が浮泥といいまして、ふわふわして、それがこの棚の中に入っちゃうものですから、アワビが生息できないというんですね、その当時の話で。

実は、そういう結果をもって県が半分補助してくれまして、3カ年にわたって浮泥除去工事というのをやったんです。その効果は、一部はあったとは思いますが、それから立ち消えになっちゃいました。聞くところによると、潜水員さんに聞きますと、やっぱりそういう浮泥がまだあるんだと。どういう原因でできたというのは、一つには海流によって運ばれた清水川の汚濁物がそこで沈降して進めないというのが一つの、3カ年にわたった海流調査でわかったと。町はかなりの金を出してもらいました。私はたまたまその委員を町長から仰せつかりまして、逐次検討会もやらせてもらったんですけれども。

ところが、それがいつの間にか魚礁に変わっちゃったんです。根本的な解決をしていないんです。というのは、一つに、アワビはカジメを食べるんですよ。ですから、よく病気の後はアワビを食べるといいというのは、傷口が治るんですね、アワビのヨードが入っていて。今、最近では、サザエがとれるけれどもアワビはとれないんです。サザエは意外にとれるんですよ、本当に。でも単価が違い過ぎて、サザエとアワビではもう雲泥の差ですよ、価格的にね。

それで、やっぱりどうしてもアワビがとれるということは、今後の御宿町にとっては、売りとしてはすごくいい産物で、漁業者もそれがとれるとかなり生活が潤うなということなんです。

そのまた一つの原因が、カジメが磯焼けといいまして、もうこんな形じゃもうなくなっているそうなんです。そのままビデオも、当時のやつでスガマリンとあったかな、そこがアクアラングを持って潜水してビデオ撮影してくれて、実際にそういう浮泥がばたばた、何か普通の自宅でいいますとほこりみたいですね。ほこりが舞い上がるんです。それで、なぜそこまで、当時、伊藤町長さんだったんですね。その方が、そういうことで根本的な解決をしようということで、県の予算も半分くれまして、画期的だということで、新聞紙上にはかなり出ました。いつの間にかこれが魚礁に変わってきたと。

私は、余り、この魚礁というものもいいのかもしれないけれども、今までさんざんやったけれども、問題点があったというのはわかりました。余り効果がないんですよ。やっぱり根本

的な解決というのが、アワビが生息している場所が汚染されているというか、浮泥という、そういうもので、まだあるそうですから、潜水士さん。その辺の問題をなぜ解決しないままで、この魚礁設置に踏み切ったのか。その辺は、やっぱり私は本当は聞きたいです。

3年間、私は海流調査の何かいろいろと携わらせてもらいました。町から委嘱状をもらいまして、3年間、実際に土運船とか何かの、タテノの沖合に、私の友人がみんな潜水服やって潜ってそれを、エアポンプといいまして、真空にさせて、中を掃除してくれるんですね。私もそういう監督で、監督というか現場を見に行き、私の友人も潜っていき、本当に何か一体感があるなという、すごくうれしい事業に携わらせてもらいまして、その辺の検証をしないままにこういうことをやっていく。やっぱり魚礁のほうがいいんだと、効果が上がるんだと、そういうものを私は今までそういうことを聞いたことがないんですよ。そこをやっぱり今度よく調べていただいて、建設産業委員会で報告してもらいたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） このたびの産地水産強化支援事業では、魚礁をメインにお話をしましたが、実はこの事業は3カ年の事業でございまして、ハード事業は1年度に限られます。

26、27、28で、予定といたしましては、26年で磯根の現状調査と、あと魚礁の投入場所の設定、これを行います。もちろんこれはダイバーを使って潜って細かいところまで調べますので、その際に、今おっしゃっていた浮泥というんですか、そういうものがあるようであれば、またそれは別のメニューで考えたいと思います。2カ年目で魚礁を投入します。

魚礁も、おっしゃるとおり今までは、この辺かなというところにやっていたんだと思います。その後も、今漁師さんに聞きますと、倒れているよとか、機能していないよみたいなものもありますので、その辺もきちっとダイバーを潜らせて目視をしたところで、きちっと効果のあるところということで、今年度計画をつくらせていただいて、来年潜ってきちっとしたところを探して、再来年魚礁を設置して、最終年度でその効果の検証というところまで国に費用の半分を見ていただきます。その後は、自主財源ですが、そのころはもちろんアワビもとれ始めますので、それは潜っていただいて、様子は確認していただいて、手だてが必要であればその際にまた講じていくということで、おっしゃるとおり、産業建設委員会、またしかるべきところで経過についてはご報告させていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ぜひとも、その報告を、かつて私が、平成5年から6年、7年で、たまたまそういう仕事を受けまして、ずっと注目していますので、ぜひともその報告、また大野議員もアワビのことで海洋大学の先生をお招きして、すごく力も入れて本当にありがたいなど私は、漁業の関係を一部ちょっと、幹事もやらせてもらっていますので、この先どんどん高齢化、本当に行く先々はともしびみたいな感じなんですよ。10年たてば、もう本当にやばいなど私は危機感を持っています。ですから、ぜひとも本当に力を入れて、水産業の振興のためにもよろしくをお願いします。

じゃ、すみません、ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算案についてご説明を申し上げます。

まず、平成26年度における町の財政見通しでは、町歳入の根幹であります町税は、町民税に

ついて景気回復の影響はまだ見込めないものの、復興のための防災減災事業の財源を確保するための臨時特例などにより若干の増が見込まれ、26年度の大きな制度改革であります使途が社会保障費に限られる地方消費税交付金は、国への納付から地方への交付まで期間を要することから、その影響は全額ではなく2割程度にとどまることが見込まれました。

一方、歳出では、町債に係る償還額は少額ながら減少するものの、高齢化の進展などから引き続き社会保障費が増加しており、また建設から期間を経過している公共施設の維持補修費等の増加や消費税率の改正の影響から物件費等も大幅に増加をすることが見込まれました。

このような状況の中、平成26年度は第4次町総合計画の2年目となることから、アクションプランに掲げた事業を中心に、町づくりの4つの方針の実現に向けて、それぞれの事業を確実に進めるとともに、消費税率の改正に伴う影響も含め、国・県の制度改革等の動向を充分注視し、財源の確保、適正な計上に努めるとともに、限られた財源の効果的な予算配分に努め、予算編成をいたしました。

それでは、予算案の具体的な内容についてご説明申し上げます。

予算書、1ページをご覧くださいと思います。

予算書の第1条ですが、平成26年度の一般会計予算規模を歳入歳出総額31億3,600万円と定めるものです。

前年度当初に比べまして1億3,600万円の増、割合にいたしまして4.5%の増額となりました。増額の主な理由は、地域の元気臨時交付金を活用した野球場トイレの建設などや漁港堤防の改修、国の行う臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付、育児休暇の終了による人件費の増、消費税率の改正による物件費等への影響などでございます。

次に、第2条でございますが、地方債に関する規定でありまして、予算書の9ページ及び予算概要21ページの町債をご覧くださいと思います。

地方債は、限度額合計2億150万円を計画いたしまして、借り入れする際の利率を3.5%以内とするものでございます。

地方債の内訳でございますが、水道企業団出資事業につきましては、南房総広域水道企業団が実施する水管橋耐震補強事業等に関する町出資金に充当するもので、充当率は100%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

中山間地域総合整備事業債につきましては、中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、充当率は90%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

消防関係備品購入事業は、第1分団のポンプ車購入費用に充当するもので、充当率100%、

後年度の交付税にて70%の財源措置があるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税からの一部振替措置であり、償還にあたっては、後年度に交付税にて100%の財源措置があるものでございます。

予算書の1ページにお戻りいただきたいと思えます。

第3条及び第4条につきましては、地方自治法235条の3第2項による一時借入金の限度額並びに地方自治法第220条第2項のただし書きに規定する項間の流用ができる場合について定めたものでございます。

それでは、歳入の各款ごとの内容についてご説明をいたします。予算概要に基づいてご説明を申し上げます。

予算概要の54ページをお開きいただきたいと思えます。

1款町税は8億9,703万4,000円となり、前年度に比べ1,106万6,000円の増額となりました。固定資産税は、地価の下落と家屋の新增築の影響によりほぼ横ばいと見込まれるものの、個人町民税は、復興のための防災減災事業の財源を確保するための臨時特例措置として、均等割の引き上げなどが行われる影響から増収を見込み、全体で1.2%の増となりました。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましては、国の示す地方財政計画並びに県の推計値をもとに所要額を計上しています。譲与税全体で480万円の増額となっております。

6款の地方消費税交付金につきましては、消費税率の改正により改定分3%のうち0.7%分が上乘せして交付されることとされておりますが、国への納税から地方への交付までの時間を要することから、26年度についての影響は2割程度の増としました。また、税率の改正による増収分は、全て社会保障経費に使うこととされております。

8款自動車取得税交付金は、消費税率が10%となった場合に廃止することとしておりましたが、今回の消費税率改正で、本税も普通車で5%から3%引き上げられるなどの改正があり、この影響から大きな減額となるものでございます。

なお、7款ゴルフ場利用税交付金は若干の増、9款地方特例交付金は前年度と同額となっております。

10款地方交付税は、総額で10億2,500万円を計上しました。国からは総額で1%の減が示されておりますが、前年度の実績をもとに3,000万円を増額し3%の増となりました。

12款分担金及負担金は2億3,949万9,000円で、前年度に比べ1,810万6,000円の増であり、漁港堤防改修に係る分担金や清掃センター改修に係るいすみ市負担金が増額の主な理由でございます。

13款使用料及手数料は6,597万円、前年度と比べ1,221万6,000円の減額となっておりますが、前年度においてごみ収集手数料を多く見込んだことに伴います減額が主な理由でございます。

14款国庫支出金につきましては1億7,799万円、前年度に比べ4,224万6,000円の増額となりました。国の行う臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関する補助金の計上が増額の主な要因となっております。

15款県支出金は、1億5,821万3,000円、前年度より811万5,000円の減額ですが、前年度に参議院議員選挙経費や東日本大震災復興基金交付金が交付されたことが減額の主な理由となっております。

16款財産収入は1,903万5,000円で、154万6,000円の増となりました。

18款繰入金は5,612万7,000円で、4,302万6,000円の増額となりました。25年度に積み立てました地域の元気臨時交付金基金から3,867万6,000円を繰り入れるほか、東日本大震災復興基金245万円、公共施設維持管理基金1,500万円の繰り入れを予定しております。

19款繰越金は、前年度の実質収支を踏まえ9,000万円を計上いたしました。

20款諸収入は6,593万円を計上し、前年度と比べ904万1,000円の増となりました。旧御宿高校の貸し付けに係る光熱水費収入やコミュニティ拠点整備資金貸付金の償還などが増額の主な理由となっております。

21款町債は、先ほど第2表で説明申し上げましたが、中山間地域総合整備事業に係る農林水産債や交付税の振替措置である臨時財政対策債など総額2億150万円を計上いたしました。

以上、歳入合計で31億3,600万円となっております。

次に、歳出でございますが、予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費は、前年度に比べ182万7,000円増額の7,512万7,000円を計上しました。議会運営費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等に係るものです。臨時職員に係る経費、視察時のバス借り上げ料、パソコンソフト購入経費、広報研修会参加費等を計上してございます。

31ページからの2款総務費は、前年度に比べ3,137万1,000円増の5億8,517万8,000円を計上いたしました。全体の18.7%を占めております。

1項総務管理費は4億7,589万2,000円で、主な内容は庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報紙の発行、町有財産の管理、行政区運営費補助や各種防災対策経費などがございます。

1目一般管理費は2,275万4,000円の増となりました。32ページの11節需用費の中で、町制60周年記念事業に係る経費150万円を計上いたしました。13節の委託料の社会保障・税番号制度

対応システム改修は、マイナンバー制度の導入の影響や付番準備、利用開始作業委託に係る経費でございまして、増額の要因となっております。

34ページの3目財産管理費は、832万7,000円の増額となりました。15節工事請負費で、庁舎の空調改修に係る費用の計上が増額の主な要因となっております。13節の町有地測量委託は、六軒町地先の町有地境界確定測量を前年度に引き続き実施するものでございます。

35ページをお開きいただきまして、4目企画費は、753万9,000円の増となりました。8節報償費は、ボランティア活動に対するらくだポイントの交付や移住体験ツアー協力者への謝礼に係る経費を計上しております。13節委託料、地域公共交通運行業務委託、停留所看板作成委託など、デマンド型の乗り合い運行に関する費用を計上し増額の要因となっております。同じく、13節委託料の定住化促進体験ツアー業務委託は、移住体験ツアーに係る費用で、中山間地域総合整備事業実行委員会の皆様や漁業協同組合の皆様に協力いただき定住化を促進するものでございます。また、公共アクセスポイント設置は、スマートフォン等の情報端末機器が急速に普及しているため、住民の方々が多く利用する公民館にWi-Fi機器を設置し通信環境の向上を図るものでございます。15節工事請負費、姉妹都市交流看板設置工事は、現在JR用地にあります看板を撤去し、テカマチャルコ市、野沢温泉村を含めた交流看板を新たな場所に設置する費用でございます。19節負担金補助及交付金の魅力ある地域づくり補助金は、本年度と同額の200万円を計上いたしました。また、要望のあった高山田公民館の改修費用に対する補助金も計上してございます。

36ページの5目諸費は、各区運営に関する補助金や交通防犯に関する費用であり、この中で自主防災組織リーダー研修に関する費用を計上したほか、16節原材料費で自主防災組織に資材を交付し、住民協働による避難路、里道の整備を行います。

7目防災諸費ですが、各種防災訓練に係る経費を、また13節委託料でJ-ALERT特別警報対応のための経費を、37ページ、18節備品購入費で、防災備品購入について100万円を計上しております。この経費については、東日本大震災復興基金の趣旨に基づき、一部を繰り入れ財源としております。

38ページから39ページまでの徴税费は、町税の賦課徴収に係る経費でございます。

39ページ、2目賦課徴収費、13節委託料で、引き続き固定資産評価替に向けての不動産鑑定や土地評価資料作成のための費用を計上しております。

40ページの中段からの選挙費は、選挙管理委員会経費と千葉県議会議員選挙に係る経費の一部を計上しております。

次に、42ページからの民生費でございますが、前年度と比べ6,766万4,000円増の8億6,986万8,000円を計上しており、全体の27.7%を占めております。

1項社会福祉費は、民生費の76.3%を占めます6億6,403万円を計上し、主な内容といたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉に係る扶助費、社会福祉協議会への運営補助などが挙げられます。

43ページの2目老人福祉費の13節委託料ですが、27年度から29年度を期間とする高齢者保健福祉計画、介護保険計画策定についての経費を計上しました。また、介護保険特別会計繰出金の増により1,039万4,000円の増となっております。

44ページでは、3目心身障害者福祉費、13節で障害者計画策定委託費用を計上しております。障害福祉サービスの増加に伴い898万4,000円の増額となっております。

45ページの後期高齢者医療につきましては、前年度より344万円の減額となりました。

6目臨時福祉給付金事業費は、消費税率の改定に伴う負担対策として国が所得の低い世帯に交付をするもので、3,499万5,000円を計上いたしました。

46ページに移りまして、2項児童福祉費につきましては、保育所並びに児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費のほか、児童手当の給付費として2億583万8,000円を計上いたしました。47ページの13節計画策定委託は、子ども・子育て支援計画策定に係る費用を計上いたしました。また、15節工事請負費では、児童の遊び場環境の整備として児童館へのエアコン等の設置費を計上いたしております。

49ページの5目児童福祉施設費では、保育所用地の測量に関する経費を計上いたしました。

また、6目子育て世帯臨時特例給付金では、消費税率の改正の負担対策として国が実施いたします子育て世帯臨時特例給付金の費用を計上しております。

50ページからの4款衛生費は、前年度と比べまして773万7,000円減の5億3,311万8,000円を計上し、全体の17%を占めております。

1項保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、国保国吉病院負担金、生活環境整備に係る経費など1億4,277万6,000円を計上いたしました。

1目保健衛生総務費において、園児や児童生徒の虫歯予防対策として、歯科衛生士による歯科指導に係る経費を計上しております。

51ページ、2目予防費は、13節委託料の予防接種事業委託で、4種混合不活化ポリオ接種、子宮頸がんワクチン接種等に係る費用を計上しました。

52ページ、3目環境衛生費は、前年度と比べ585万1,000円の減となりましたが、主な理由は、前年度に火葬業務負担金について、大原聖苑の炉の改修に伴う負担があったこと等によるものでございます。8節におきまして、ミヤコタナゴが国の天然記念物指定40周年を迎えることから、シンポジウムの開催に係る経費を計上しております。

53ページ、4目の子ども医療対策費では、20節扶助費、子ども医療対策事業で、引き続き少子化、子育て支援対策としての中学3年生までの医療費助成を実施いたします。

2項清掃費は、清掃センター運営費や合併浄化槽設置補助のほか、広域ごみ処理施設建設や夷隅環境衛生組合への負担金で3億5,488万6,000円を計上いたしました。

54ページのじん芥処理費の11節需用費、光熱水費や、55ページの13節、焼却灰搬出委託は、指定ごみ袋制導入等に伴う減量化の効果により減額となっております。また、13節のごみ収集委託は、毎週金曜日にペットボトル等を回収するために増額としております。指定ごみ袋製造委託は、補正予算と同様、必要量を製造することとし減額となっております。15節工事請負費は、清掃センター施設補修に係る経費です。高架煙道に関する工事を行うために増額となっております。

56ページの3項上水道費は、町水道事業の安定的な運営と供給単価の抑制を目的に2,000万円を補助するほか、南房総広域水道企業団に対する補助及び出資です。

4項予防費は、後期高齢者医療の特定健診に係る費用でございます。

57ページ、5款農林水産業費は、中山間地域総合整備事業負担金の増等に伴い2,244万5,000円増額の9,448万4,000円を計上いたしました。全体の3.0%を占めております。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシを初めとする有害鳥獣被害対策、各種農業振興に係る経費を計上しました。また、近年、猿による被害が増加傾向にあり、その対策に要する費用を計上しました。

3目農業振興費、8節報償費は、有害鳥獣対策としての捕獲処理による費用でございます。58ページの需用費、賄材料費では、各種イベントでの地元農産物の試食に係る紹介や地産地消の拡大を図るための経費を計上しております。また、パッションフルーツの圃場整備にも取り組んでまいります。

59ページ、2項林業費に移りまして、2目林道整備費、13節委託料は、林道の側溝清掃等に係る費用でございます。

3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産振興経費を計上しております。

1目水産業振興費、11節需用費の賄材料費は、農業振興と同様に、御宿特産のサザエと米の

紹介を各種イベントで紹介する経費を計上しております。60ページ、19節では、魚礁整備などアワビ資源の増大を目標とする強い水産業づくり交付金を計上しました。

また、2目漁港整備費では、御宿漁港の防波堤の改修費用を計上しました。

6款商工費は、前年度に比べ741万9,000円増の1億1,234万5,000円を計上いたしました。

2目商工振興費の13節委託料では、本年度開発したおんじゅく揚げの普及や御宿のイメージ向上と製品の差別化を図るためのブランド化事業に係る経費を計上いたしました。19節負担金補助及交付金、商工会補助は、地域経済の活性化のため、商工会が行う各種振興事業に補助するものでございます。61ページの中小企業等ホームページ作成費用委託は、新たに事業を始める方などの支援策として、町内中小企業がホームページを作成、変更する場合に、その費用の一部を補助するものでございます。

3目観光費は、219万7,000円増の5,962万5,000円を計上しました。11節需用費、消耗品費で観光キャンペーン用のノベルティグッズの作成、観光パンフレットのリニューアルにも取り組みます。修繕料では、中央駐車場のライン引きなど、観光施設修繕の経費を計上しました。13節委託料の観光イベント業務委託は、伊勢えび祭りや海の花祭り、ビーチバレーボール大会等、地域資源を効果的に活用しながら、産業間の連携のもとで実施をしております。62ページの看板作成委託は、圏央道開通に伴いインターチェンジから御宿町までの間、1カ所に誘導サインを設置するもので、財源として東日本大震災復興基金を充てております。15節において、砂丘橋周辺バリアフリー工事に係る経費を計上しました。19節負担金補助及交付金の温泉まちづくり事業補助金は、温泉を活用する事業者を支援するものでございます。

63ページに移りまして、月の沙漠記念館管理運営費、15節工事請負費200万円は、月の沙漠記念館の雨漏り等の改修工事でございます。

64ページ、5目町営プール管理運営費の11節、修繕費710万8,000円は、プールのろ過装置、起流ポンプ、スライダー系統等の修繕費で、安全な施設運営に努めます。

65ページ、7款土木費は、前年度に比べ435万9,000円増の7,036万7,000円の計上で、全体の2.2%を占めております。

1項土木管理費は、職員人件費や団体負担金等3,888万1,000円を計上しました。

66ページの2項道路橋梁費は、2,085万4,000円を計上しており、2目道路新設改良費、13節委託料、設計業務委託で、地曳橋の改修に係る詳細設計費用を計上したほか、町道の境界杭の設置費用を、また15節工事請負費では、地域の元気臨時交付金基金を活用し、生活関連道路の維持管理を計画的に実施します。

67ページ、住宅費は、町営住宅の維持管理に要する経費です。

4項都市計画費ですが、68ページの負担金補助及交付金で、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅耐震診断補助、住宅耐震改修補助等を計上しております。

8款消防費ですが、前年度に比べ431万5,000円減の2億1,866万4,000円を計上しました。町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費を計上しており、前年度に旧消防庫解体を行ったことなどにより減額となったもので、全体に占める割合は7.0%です。

1目日常備消防費は、広域常備消防に対する負担金です。来年度、御宿分署の高規格救急車の更新が予定をされております。

2目非常備消防費は、地域住民の安全で安心な生活を守るため、町消防団の活動等に係る経費です。各種訓練や消防団フェスタを開催し、町民や子供たちへの防災意識の啓蒙と消防団活動のPRを実施し、将来的な団員確保につなげてまいります。

70ページ、3目消防施設費、18節備品購入費の消防ポンプ自動車購入は、第1分団のポンプ車を購入するものでございます。

次に、9款教育費は、地域の元気臨時交付金基金を活用した施設改修などにより、前年度と比べ1,842万9,000円増額の2億894万8,000円の計上となりました。全体の6.7%を占めております。

1項教育総務費は、教育委員会運営経費、外国語指導助手等に係る経費等です。

72ページから下段の2項小学校費ですが、小学校の運営経費や教育振興に係るものでございます。なお、74ページ上段の14節機器使用料10万8,000円は、アクセスポイント4カ所を設置する経費でございます。15節工事請負費は、高学年用トイレの洋式化、プールのトイレや更衣室の改修、校舎側面の雨漏り改修、正門から国道までの擁壁改修工事を行います。財源は地域の元気臨時交付金基金を充当いたします。18節備品購入費には、教育環境の充実を図るため、授業用タブレット端末購入経費を計上いたしました。

75ページ、3目組合学校費は、布施学校組合への負担金で、布施学校組合の運営経費をいすみ市と按分して負担しているものでございます。なお、御宿小学校と同様、布施小学校においても4カ所にアクセスポイントの設置を行います。また、校舎の耐震化、大規模改修に係る負担金は、先にご議決いただいた補正予算（第7号）に計上しておりまして、繰越明許費により26年度に行うものでございます。

続きまして、3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費に係るものですが、76ページの1目学校管理費、13節の設計業務委託43万2,000円は、グリーンニューディール交付

金を活用した太陽光パネル設置に係る設計費です。14節機器使用料13万4,000円は、特別教室などにアクセスポイント5カ所を設置する経費です。18節備品購入費には、小学校と同様、中学校への授業用タブレット端末購入経費を計上しました。

次に、77ページからの4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料館費、文化財保護費などで、1目社会教育総務費、8節報償費の謝礼金は、公民館で開催いたしますメキシコ、スペイン、各友好公演に係る経費で、両大使館と連携して実施するものでございます。

79ページ、2目公民館費、13節委託料、吊り天井等点検委託50万円は、震災対策としての大ホールの吊り天井等の点検を行う委託費用でございます。

また、80ページ、3目資料館費、13節、ガスくん蒸処理委託は、隔年で昆虫類の防除やカビの発生防止を目的に行うものでございます。

4目文化財保護費、13節委託料は、町指定文化財看板作成委託として文化財表示看板の更新をするものです。

81ページからの5項保健体育費ですが、体育施設運営経費や共同調理場運営に係るものがございます。

82ページの2目体育施設費、委託料、吊り天井等点検委託60万円は、公民館と同様、旧岩和田小学校体育館、B&G体育館において、震災対策として吊り天井等の点検を行う委託費用を計上したものでございます。15節工事請負費は、パークゴルフ場の排水設備整備及び野球場のトイレ整備に係るものでございます。

また、83ページ、3目学校給食費、15節工事請負費は、学校給食における衛生管理体制を維持するものとして、調理場の換気扇及びエアコンを大容量にするものに改修する経費を計上いたしました。

84ページ、10款災害復旧費ですが科目設定として1,000円を計上しているものでございます。

11款公債費につきましては、3億6,490万円を計上し、前年度に比べ546万2,000円の減額となりました。全体の11.6%を占めております。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえまして、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を31億3,600万円とするものでございます。

なお、平成26年度の予算に係ります主要事業等につきましては予算概要の22ページから52ページに、また性質別経費につきましては予算概要の58、59ページにお示ししてございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 議案第17号は、平成26年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、討論、採決については、最終日の24日に行います。

10分間休憩します。

（午後 4時36分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時51分）

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第14号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第14号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

初めに、予算概要の1ページをご覧いただきたいと思います。

本年度の予算編成にあたりまして、国の状況などを記載いたしました。保険料の収入よりも保険給付費の伸びにより、運営の厳しい状況が続いております。また、国の方針に基づく税と社会保障の一体改革に伴う制度の見直しも進められようとしております。

予算概要を、1ページ下段から記載してございます。

平成26年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,926万1,000円とさせていただきます。

2 ページが歳入の事項別の説明でございます。

3 ページが歳出の事項別明細となっております。

4 ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の予算編成につきましては、過去の傾向や県から示された算出方法等から、歳出をそれに充てる財源といたしまして歳入を見込んでおります。対前年度比3%増、3,901万4,000円の増となっております。国庫支出金が厳しい中、前期高齢者交付金が増額となっておりますが、65歳以上の保険給付費等の増加に伴うものでございます。

歳出では、保険給付費が対前年度比で2.2%、1,940万6,000円の増となっております。保険給付費は多少の変動が見られますが、年々増加傾向にございます。また、平成26年度においては、診療報酬の改定もあり、全体の医療費に影響を及ぼすことも想定されますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

5 ページは、予算構成比表でございます。

歳入で、国民健康保険税22.3%、国・県支出金24.4%、交付金44.5%、繰入・繰越金等で8.8%となっており、交付金の不足分等を繰越金で補填しております。

歳出は、保険給付費が全体の67.7%と、昨年とほぼ同様の比率を占めております。

6 ページは、国保加入者の推移でございます。高齢化による加入者や加入世帯が後期高齢者医療保険へ移行しておるようでございます。

7 ページは、医療費の推移でございます。高齢化や高度医療により1人当たりの医療費が右肩上がりとなっております。

8 ページに、年齢別医療費給付状況のグラフを掲載してございますが、高齢者の方の1人当たりにかかる医療費がここでも高いことがわかると思っております。下段は拠出金の推移となっております。

9 ページは、税率、課税状況の推移となっております。昨年度は一部保険税の見直しをさせていただきますましたが、本年度は繰越金等の状況を精査し、歳出の動向に注視してまいりたいと思っております。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明いたします。

平成26年度国民健康保険特別会計予算書の1ページをご覧くださいと思っております。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億2,926万1,000円とさせていただきます。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税及び2 目退職被保険者国民健康保険税、本年度予算額2 億9,582 万4,000 円は、前年度と比較いたしまして1,070 万円の減でございます。現在の税率と加入状況から、それぞれの科目ごとの予算額を算出いたしました。保険税の現年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりでございます。

9 ページに移りまして、2 款使用料及手数料、1 項手数料、1 目保険税督促手数料、本年度予算額は、昨年と同額の17 万円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、今年度予算額2 億807 万1,000 円で、前年度と比較いたしまして1,657 万9,000 円の減でございます。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療費に対する国庫負担金で、給付費の実績見込みにより減額となっております。2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療が増加傾向にあることから増額となっております。3 目特定健康診査等負担金は、ほぼ前年同様の額を見込んでおります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金は、本年度予算額5,328 万円、前年度と比較いたしまして421 万6,000 円の減でございます。

1 目財政調整交付金は、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付される補助金で、普通調整交付金と特別調整交付金の合算となります。

9 ページから10 ページに移りまして、4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、本年度予算額3,068 万5,000 円は、前年度と比較いたしまして1,258 万円の減でございます。退職被保険者の保険給付費の減により、交付金も減額となります。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、本年度予算額4 億2,990 万1,000 円、前年度と比較いたしまして1 億652 万6,000 円の増でございます。前々年度の交付金の精算と医療費の増加によるものでございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、本年度予算額1,191 万7,000 円は、前年度と比較いたしまして137 万9,000 円の増でございます。

1 目高額医療費共同事業負担金と2 目特定健康診査等負担金です。高度医療に伴う高額の医療費が増加傾向にございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金、本年度予算額5,118 万6,000 円は、前年度と比較いたしまして468 万6,000 円の減でございます。一般被保険者の医療費に対し約9%が交付されるもので、前年度の医療費等の確定により減額となりました。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、本年度予算額1億3,135万8,000円は、前年度と比較いたしまして623万7,000円の減でございます。

1目高額医療費共同事業及び、11ページに移りまして2目保険財政共同安定化事業に関する交付金です。いずれも高額な医療費が与える小規模保険者の影響を緩和するため、県内で実施している共同事業の交付金でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,058万1,000円は、前年度と比較いたしまして88万9,000円の減でございます。一般会計からの繰入金で、財政安定化支援事業繰入金と保険基盤安定繰入金が減額となる見込みでございます。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、急激な保険税の負担を緩和するために繰り入れるものでございます。現状では科目設定の1,000円です。国の交付金等の額の確定による調整をいたします。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、本年度予算額4,527万7,000円は、前年度と比較し299万8,000円の増でございます。

1目療養給付費交付金繰越金は、科目設定の1,000円でございます。

2目その他繰越金は、前年度繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及過料、1目延滞金5万円は、税の納入に関する延滞金でございます。

同じく10款2項雑入、本年度予算額96万円は、前年度と比較し3,000円の減です。

1目から4目の第三者行為の納付金及び医療費の返納金と5目雑入は、特定健康診査徴収金等の実績により勘案いたしました。

13ページからは歳出となります。歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、本年度予算額1,584万4,000円、前年度と比較いたしまして225万9,000円の増です。職員と臨時職員各1名の人件費と国保事務に係る費用及び国保連に納付する負担金でございます。調整交付金システム及び国保税システム等の改修委託が増額の要因となります。

14ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴收费、本年度予算額92万1,000円、前年度と比較いたしまして8万5,000円の増でございます。国保税の賦課及び徴収事務で、納付書等の送付による郵便料でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費は、国保運営委員の報酬として7万円でございます。年4回の会議を予定してございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、本年度予算額7億9,686万4,000円、前年度と比較いたしまして2,781万7,000円の増でございます。

1目から4目の療養給付費及び療養費は、医療費が増加傾向にあるため、加入状況や25年度決算見込み、伸び率等から算定いたしました。5目診査支払手数料は、国保連に係る医療費の審査手数料でございます。

15ページに移りまして、2款保険給付費、2項高額療養費、本年度予算額9,740万7,000円、前年度と比較いたしまして841万1,000円の減でございます。

1目から4目の高額療養費と高額介護合算療養費となりますが、一般被保険者や退職被保険者における重篤な医療の支出が少なかったことによる減でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費は、前年度と同額の科目設定でございます。

16ページに移りまして、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額504万3,000円は昨年と同額を見込みました。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額75万円は対前年度と同額の15件分を見込みました。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等は、本年度予算額1億7,287万4,000円、前年度と比較いたしまして693万8,000円の増でございます。後期高齢者支援金及び事務費拠出金でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、本年度予算額12万8,000円、前年度と比較いたしまして2万5,000円の増でございます。

1目前期高齢者納付金と2目事務費拠出金となります。65歳以上の前期高齢者の医療に係る拠出金でございます。

17ページに移りまして、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、本年度予算額1万1,000円は前年度と同額を計上いたしました。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額7,527万9,000円、前年度と比較いたしまして33万4,000円の減でございます。介護保険の給付費の実績から算定いたしました。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、本年度予算額1億4,719万9,000円、前年度と比較いたしまして960万3,000円の増でございます。

1目から3目の高額医療費共同事業やその他共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。高額な医療費が小規模保険者に与える影響を緩和するため県内で実施している共同事業でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、本年度予算額309万円は、利用実績により、前年度と比較し15万円の減となりました。

18ページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,021万9,000円、前年度と比較いたしまして8万2,000円の増でございます。特定健康診査及び保健指導に係る健康診査の委託料で、消費税の引き上げ分が増額となります。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金及び10款公債費、1項公債費、1目利子は、昨年同様の科目設定の1,000円でございます。

19ページに移りまして、11款諸支出金、1項償還金及還付加算金、本年度予算額155万8,000円は、前年度と比較いたしまして80万円の増でございます。保険税の還付金及び還付加算金と国庫負担金の精算による返還金でございます。

12款予備費、1項予備費は、前年度と同額の200万円でございます。

以上で、平成26年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

なお、本新年度予算につきましては、平成26年2月24日開催の第3回国保運営協議会におきましてご承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

平成26年度御宿町国民健康保険特別会計予算ということですが、これは、4月1日から実施が想定されております消費税8%、それをきちんと想定というんですか、形での予算調整ということなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 審査関係、それからシステム改修、全てそうでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

もう余り時間がございませんので、大きな話で恐縮ですが、4月から実施される消費税増税であります、この間政府は一貫して、増収分は全て社会保障の充実に充てると、このように

述べてまいったことはご承知のことだと思います。

町民の中には、これで少しは、税が重くなるのだから社会保障、医療を含めてサービスが充実をされるのではというふうにお思いの町民の方々がいらっしゃるというふうに思うんですが、今の説明では、大体町民の方、世帯としても5割を超える方がこの国保に加入されているという説明をいただきました。また、税については据え置かせていただきたいということですよ、先ほどの説明は、新年度。という基本方針で調整したという説明をいただいたというふうに思うわけです。といいますと、政府のこれまでの答弁というのはどういうふうになっていくかということ、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、国から出されている国保の改革というのが、議員もご承知のように、平成25年度の8月6日に国民会議から報告が出されて、新たな改革方針に基づいているわけでございます。

そういった中で、やはり国保は最終塞でといいますか、全ての方たちが安全で健康に暮らせるような保険制度ということでございますので、やはりこの保険制度をきちっとした形で、かつ運用ができるような形でということで、取り組みとしましては、平成29年度を目途に、各プログラムの骨子が出されているわけでございます。

平成26年度通常国会で医療法の改正を平成29年度までに実施。あるいは平成27年度の通常国会の法改正で国保の財政支援の拡充、国保の財政運営を都道府県が担う等。あるいは各、後期高齢者支援金等の全面導入、高額療養費等の制度の見直しというような形で、国としては制度の安定化を図りたいということがございます。

具体的にどうだということでございますが、私どものほうでは、やはり医療費抑制のための独自の努力といたしまして、予防関係、各検診関係の項目を増やすこと等で対応しているわけでございますが、実際に消費税の増税分を社会保障と一体改革という内容になりますと、今私どもが把握しておりますのは、先ほど申しました国保改革という中で、新たな制度改正に向けた対応をしていくと理解しております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

具体的には影響がないというか、具体的な身のあるサービスも含めたものは出てこないということになるんですよ、事実上。

2014年度国家予算につきましては、消費税増税分の増収分5兆円のうち約4兆4,500億円で

すか、これが、これまでのほかの財源が充てられた予算をつけかえていくということのよう
でございますから、本来であれば、我々が国民として説明を受けてきたものは、増収分がプラス
5兆円ですか、それが広く社会保障費に上乘せされると。極端に言って、半分なくなるんじ
ゃないかと、もしくは2倍のサービスが提供されるんじゃないかなというふうに思っていたわけ
でありますけれども、具体的なものは、今課長がおっしゃられた言葉以上のものはないとい
うことが理解できました。

そういう中で、じゃ、これから具体的にどうしていくのかということは、町の非常に厳しい
財政状況、またいろんなマンパワーも含めてやっていかれるし、それについては、今回の定例
会で、会議冒頭、一般質問の中で既に幾つか方針、施策、内容が報告をされておりましたので、
引き続きこの安定化、安定化というよりも町民の皆さんの健康づくりですよね。

先般の議会の勉強会におきましても、やっぱり元気な高齢者がたくさんいるのが御宿町じゃ
ないかというようなことも先生からお話を伺ったことでもありますけれども、そうしたものを
どうつくっていくかについて、一言いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どものほうが、今、予防事業、国保だけで見ますと予防事
業ということになります。町全体から見ますと、介護事業、これの中でも後期高齢者。それ
から障害者計画。こういったものも総合的に立てていきながら、全体の町民の健康、それから
高齢者の健康年齢の引き上げとか、そういったものを一つ一つ健康増進には取り組んで、それ
が医療費の抑制につながっていくというように理解しております。今後の予防事業に力を入れ
てまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第15号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第15号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

上段の予算構成の欄では、医療制度の仕組みについて記載しております。県内の市町村で設立いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして運営を行います。平成20年4月より制度が開始されまして6年を経過いたしました。市町村での取り扱いは、保険料徴収と窓口業務となっております。

下段から2ページにかけまして、予算の概要について記載いたしました。

2ページの歳入の保険料につきましては、前年度比4.2%増の9,592万7,000円が新年度の保険料賦課見込み額として後期高齢者医療広域連合より提示されております。歳出については、昨年度実施いたしました新保険システムに移行が完了したため設置及び管理委託費がなくなりましたので、総務費においては、対前年度比85.4%の減額となっております。納付金につきましては、高齢化に伴い保険料が増額となっております。

3ページには、保険料の軽減に係る措置を説明しております。2の保険料については、平成26年、27年度の保険料率の見直しにより、均等割額及び所得割額とも高齢化率の増加に伴い増額となっております。

4ページをご覧ください。

前年度との予算の比較表となります。平成26年度予算は、保険料と徴収事務の経費で1億2,397万4,000円となりました。システムが完了したことにより、歳入では一般会計からの繰入金、歳出では総務費が、対前年度と比較いたしまして大きく減額となっております。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,397万4,000円といたしました。

6ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額9,592万7,000円、前年度と比較いたしまして387万2,000円の増でございます。加入者が納付する保険料ですが、年々増加しております。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、本年度予算額2,754万円は、前年度と比較いたしまして367万5,000円の減でございます。

1目事務費繰入金は、システム改修が終了したことにより大きく減額となっております。2目保険基盤安定繰入金は、4分の3が県から一般会計に補填されます。

3款諸収入、1項延滞金及過料、1目延滞金、昨年度と同額の1,000円は科目設定でございます。

2項償還金及還付加算金、1目保険料還付金と2目還付加算金は前年度と同額の50万1,000円でございます。

3項雑入1,000円は科目設定でございます。

7ページに移りまして、4款使用料及手数料、1項手数料、2目保険料督促手数料は、前年度と同額の3,000円でございます。1件当たりの督促手数料は1,000円となります。

5款繰越金1,000円は、科目設定でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額56万2,000円は、後期高齢者医療システムの更新事業の完了に伴い委託料が大きく減となっております。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額29万5,000円は、前年度の封筒と印刷分を差し引きますと2万2,000円の減となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億2,261万5,000円は、前年度と比較いたしまして521万3,000円の増でございます。被保険者1,825名分の保険料でございます。被保険者等が対前年度比1.04%の増によるものでございます。

3款諸支出金、1項償還金及還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額50万円は、歳入

同様、前年度と同額を見込みました。2目還付加算金1,000円は、科目設定でございます。

9ページに移りまして、2項諸支出金、2目一般会計繰出金1,000円は、科目設定でございます。

以上で、平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

後期高齢者医療特別会計ということですが、予算概要1ページの予算構成にあたりという中で、ちょうど真ん中、中段ほどですが、国では、制度開始より運営上さまざまな問題点が多いことに伴いということ、本会計におきましては、これまで制度廃止ということも検討されてきたわけでありまして。

それで、平成26年度ですが、これも当然国保会計と同様に、8%を織り込み済みということによろしいかと思いますが、3ページですが、制度改正についてということで、1、保険料軽減対象の拡大について、2、保険料の賦課限度額の引き上げについて、3、保険料率についてということですが、これについてももう少し詳細な説明を願いたいと思います。特に、この軽減割合、均等割額軽減ということで、9割、8.5、5、2割軽減とありますが、この新しい率による、これはたしか人数ですね、個人でしたね、これは、世帯じゃなくて。これが何になっておるのかということも含めまして、今度の率の改正ですよね、影響等について説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 制度改正につきましては、毎年、2年ごとに行っているわけでございます。まず、1点目の内容でございますけれども、これにつきましては、広域連合のほうで、全体の均等割額等の軽減措置につきましては協議されて、そこから出てきた内容でございますので、詳細については、そちらの議会で承認を得たというふうに理解しているわけでございます。

昨年度と比較しまして、やはり私どもだけではなくて、千葉県内でも高齢化が進んでいる中で、やはり均等割額は、24年、25年から比べますと、全体の医療費等の伸びに基づきまして伸びているという状況でございます。

所得割額につきましても、実際に決算はこれからになります、見込み額の計数の中では、

7.4%で、いわゆる歳出に合わせた歳入をとってございますので、医療費の増減に伴いまして、パーセンテージ等を設定しているところでございます。

広域連合から来ているものにつきましては、向こうから冊子が来ております。

保険料の算定の考え方ということでございますが、平成26年、27年度の医療給付費等の費用の見込み額、国縣市町村負担金、後期高齢者交付金等の収入の見込み額に照らし、2年間を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料を算定したということでございます。

保険料の調整基金を活用し、保険料率の上昇を抑制しているということでございますが、実際には、保険料の増加要因といたしましては、後期高齢者負担率の引き上げが10.51%から10.73%、国の提示によりまして改正がされました。医療報酬の改定によりましてプラス0.1%が上乘せになっております。それから、被保険者数の増加、これは先ほど申しました高齢化に伴いまして4.76%の増加をしているということでございます。

1人当たりの医療費の増加、先ほど申しましたように、高齢者医療につきましてはどうしても高額医療になってしまうということで、1.47%が増加要因という形になってございます。

増加の抑制の対策ということといたしましては、財政安定基金への拠出、あるいは支払い審査手数料単価の引き下げ、そういったもので対応しているということでございます。最終的な保険料の均等割と所得に案分しまして算定した、均等割額割る被保険者総数ということで52億4,600万円分を割り出したところ、均等割額は3万8,700円という額に達したということでございます。所得割額につきましては、所得割総額を被保険者の所得の総額で割り返した数字が7.43%になります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

いわゆる5割、2割ですか、の減額ということで、一定の負担軽減ですか、そういうふうに書いてあるんじゃないかと思うんですね、この説明は。

あと、しかしこの中では、限度額55万円から57万円に引き上げということで、今、最後に課長が説明いたしましたけれども、26年、27年度の中で、増減比で均等割が1,300円の増になるということの説明を今いただいたんではないかなと思うんですね、でよろしいわけですね。

ということですので、これも8%の恩恵というのは具体的に何もないじゃないかと、ゼロではないんですけれども、ということなのかなというふうに思いまして、そうしますと、これは町議会ですけれども、今までの政府の説明とは随分違うということを私は受けとめたということで、質疑を終わりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎日程変更について

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第16号 平成26年度御宿町介護保険特別会計予算は、日程を変更して3月24日に審議したいと思います。

3月24日の議事日程につきましては、同日開催予定の議会運営委員会で決定後、配付いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

24日は、午前10時から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時29分）